

城里町議会全員協議会会議録

日時 令和6年3月1日（金）

午前10時12分

場所 城里町役場 3階 議場

出席議員（14名）

議長 阿久津 則 男 君
高橋 裕 子 君
金 長 秀 範 君
綿 引 静 男 君
飯 村 栄 君
桜 井 和 子 君
加藤木 直 君

副議長 片岡 藏 之 君
猿 田 正 純 君
藤 咲 芙美子 君
三 村 孝 信 君
関 誠一郎 君
鯉 渕 秀 雄 君
小 坪 孝 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長
副 町 長
教 育 長
まちづくり戦略課長
総 務 課 長
町 民 課 長
財 務 課 長
税 務 課 長
健 康 保 険 課 長
長 寿 応 援 課 長
福 祉 こ ど も 課 長
農 業 政 策 課 長
都 市 建 設 課 長
下 水 道 課 長
会計課長（会計管理者）
水 道 課 長

上遠野 修
藤 田 悟 史
添 田 智
小 林 克 成
増 井 栄 一
加 藤 孝 行
雨 宮 忠 芳
佐 藤 宰
富 江 一 也
稲 川 弘 美
飯 村 正 則
興 野 隆 喜
大 津 好 男
園 部 繁
所 克 実
江 幡 守 仁

農 業 委 員 会 事 務 局 長

山 崎 栄 一

教 育 委 員 会 事 務 局 長

廣 木 仁

職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長

興 野 友 宣

主 任 書 記

町 田 めぐみ

主 任 書 記

高 丸 哲 史

議会全員協議会次第

1 開 会

2 議長挨拶

3 町長挨拶

4 協議案件

(1) 令和 6 年第 1 回城里町議会定例会提案事項について

(別紙 議会定例会議事日程)

5 閉 会

午前 10 時 12 分開会

開 会

○議長（阿久津則男君） 議員各位には、何かとご多用のところご出席をいただき、大変大変ご苦労さまでございます。

ただいまから議会全員協議会を始めます。

議長挨拶

○議長（阿久津則男君） 本日の全員協議会は、来る 3 月 5 日に招集されます令和 6 年第 1 回城里町議会定例会に提案される事項につきまして、事前にご協議をいただくものであります。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

本日の出席状況についてご報告をいたします。全員出席であります。

町長挨拶

○議長（阿久津則男君） ここで町長よりご挨拶をいただきたいと思います。

町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 本日は令和 6 年第 1 回議会定例会に提案します議案等につきまして、事前に議会議員の皆様にご説明するため、議会全員協議会の開催をお願いしましたところ、公私ともご多用のところご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

このたび、令和 6 年能登半島地震の発生から 2 か月が経過しましたが、復旧作業もなかなか進まない状況にあります。犠牲となられた方々のご冥福をお祈りするとともに、被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

さて、本日の全員協議会ではありますが、令和 6 年度一般会計、特別会計、公営企業会計予算をはじめ条例改正承認 2 件、議案 28 件、報告 14 件について担当課局長よりご説明申し上げます。本日はよろしくお願い申し上げます。

協議事項

○議長（阿久津則男君） これより、会議に入ります。

ご質問のある方は、挙手をし、議席番号を述べた上で着座にてご質問願います。

また、執行部におきましても答弁は着座で結構であります。

また、新年度の予算に関しましては、自己の所属する委員会所管分の質問はできないことになっておりましたが、今回、委員の改選があるために制限をいたしませんので、よろしくお願いをいたします。

それでは、承認第1号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長増井栄一君。

○総務課長（増井栄一君） 承認第1号 令和6年専決処分第1号 城里町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の承認を求めることについてですが、戸籍法上の一部改正に伴い町条例の一部を改正したものです。

主な改正点は戸籍証明書の広域交付制度開始に伴う交付手数料を追加したものです。

詳細につきましては、承認第1号説明資料の新旧対照表をご覧くださいと存じます。ご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（阿久津則男君） これより、承認第1号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿久津則男君） 次に、承認第2号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長増井栄一君。

○総務課長（増井栄一君） 承認第2号 令和5年専決処分第8号 城里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の承認を求めることについてですが、健康保険法施行令の一部改正に伴い町条例の一部を改正したものです。

主な改正点は、国民健康被保険者の出産に当たり、産前・産後期間の所得割額及び均等割額の軽減措置を追加したものでございます。

詳細につきましては、10ページ目になりますが、承認第2号説明資料の新旧対照表をご覧くださいと存じます。ご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（阿久津則男君） これより、承認第2号に対するご質問をお受けいたします。

ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿久津則男君） 次に、議案第1号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長増井栄一君。

○総務課長（増井栄一君） 議案第1号 城里町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例についてですが、地方自治法の一部改正により、令和6年4月からパートタイム会計年度任用職員についても、勤勉手当の支給が可能となったことから手当率を規定するため、町条例の一部を改正するものです。

詳細につきましては、4ページ目になります議案第1号説明資料の新旧対照表をご参照

願います。ご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（阿久津則男君） これより、議案第1号に対するご質問をお受けいたします。
ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿久津則男君） 次に、議案第2号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長増井栄一君。

○総務課長（増井栄一君） 議案第2号 城里町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例についてですが、貸出施設の廃止及び住民ニーズに対応した柔軟な廃棄物処理事業の運営を図るため、町条例の一部を改正するものです。

主な改正点は、七会町民センターのうどん、そば、コンニャク加工にかかる使用料を廃止するとともに、ごみ処理券の新設に伴う手数料を追加するものです。

詳細につきましては、議案第2号説明資料をご参照願います。ご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（阿久津則男君） これより、議案第2号に対するご質問をお受けいたします。

8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） このシールについてお伺いいたします。

シールはどこで販売するのでしょうか。それでどのように求めているのでしょうか。それから、シールは強風で飛ばされたりしないのでしょうか。住民への周知はどのようにしますか。それだけお願いいたします。

○議長（阿久津則男君） 町民課長加藤孝行君。

○町民課長（加藤孝行君） それでは、藤咲議員さんの質問にお答えします。

まず、どこで販売するかということですが指定袋販売店、指定袋を売っているところで一緒に販売いたします。あとは、風で飛ばされず、粘着力が強いテープなのでその辺は大丈夫だと思います。住民の周知は、これからホームページ、広報等で周知したいと思います。

○8番（藤咲芙美子君） 回覧でも回しますか。

○町民課長（加藤孝行君） 広報紙に掲載です。

○議長（阿久津則男君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） 周知はホームページを見られる人ばかりではないので、もっと別の方法で全町民に周知できるような方法でお願いをいたします。

それから、シールだけなんですけれども、袋と同じ金額ですよ。これちょっと高すぎるのではないかなと思うんですが、ちょっとお答えください。

○議長（阿久津則男君） 町民課長加藤孝行君。

○町民課長（加藤孝行君） ごみ処理量の関係で一緒にしました。袋で、袋ひと袋処理す

るのと、そのシール、1メートル掛ける30掛ける30処理する料金が、ほぼ同じということでそういう値段設定にいたしました。

○議長（阿久津則男君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） このシールも多分これからやっていく中で、いろいろ様々なことが出てくるのではないかなと思いますけれども、そのつど対処をお願いしたいと思います。とりあえず、最初はそのぐらい、その袋と同じ金額ということで分かりました。ありがとうございます。

○議長（阿久津則男君） ほかにございませんか。

6番加藤木 直君。

○6番（加藤木 直君） ただいまのごみ処理券なんですけれども、これほかでも多分やっていると思うんですけれども、ごみ処理券を今回採用するに当たっての経緯など、もしありましたら、どのような考え方からこのごみ処理券を今回やろうと思ったのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（阿久津則男君） 町民課長加藤孝行君。

○町民課長（加藤孝行君） 以前から袋に入らない、例えば木の枝、そういったものをどうやって出すんだっていう問合せが多かったもので、その中で周りの市町村をちょっと見てみた結果、やっぱりごみシール券でやっているところが多かったので、住民の要望に応えるようにシール券を出しました。

○議長（阿久津則男君） 6番加藤木 直君。

○6番（加藤木 直君） ありがとうございます。

そうですね。住民の要望に応じてということだと思うんですけれども、それででしたらば前々から住民から要望があります通常のごみ袋の品質についても、今回の予算ではちゃんと弾力性のあるごみ袋ということで、予算は組まれているんだと思うんですけれども、ちょっと確認したいと思います。

○議長（阿久津則男君） 町民課長加藤孝行君。

○町民課長（加藤孝行君） 現在、組まれている予算としては、値段の低いほうの従来のごみ袋となっております。

○議長（阿久津則男君） 6番加藤木 直君。

○6番（加藤木 直君） 値段の低いほうということなんですけれども、多分弾力性のあるほうが値段は安いと私は認識しているんですけれども、弾力性のあるほうが高いんですか、実際には。幾らぐらい高いんでしょうか。

○議長（阿久津則男君） 町民課長加藤孝行君。

○町民課長（加藤孝行君） 一箱500枚入りで二、三百円だと思うんですけれども、後で資料を提供します。

○議長（阿久津則男君） ほかにございませんか。今の後で答弁させますのでね。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿久津則男君） 次に、議案第3号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長増井栄一君。

○総務課長（増井栄一君） 城里町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてですが、おひさま学童クラブの設置に伴い、その名称及び位置を追加するために町条例の一部を改正するものです。

詳細につきましては、議案第3号説明資料新旧対照表をご参照願います。ご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（阿久津則男君） これより、議案第3号に対するご質問をお受けいたします。
ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿久津則男君） 次に、議案第4号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長増井栄一君。

○総務課長（増井栄一君） 議案第4号 城里町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例についてですが、茨城県医療福祉対策要綱の改正に伴い、医療福祉費支給対象者を拡充するため町条例の一部を改正するものです。

主な改正点は、精神障害者保健福祉手帳2級及び身体障害者手帳4級の単独所持者であって、養育手帳等を重複で所持している場合に支給対象とするものでございます。

詳細につきましては、議案第4号説明資料をご参照願います。ご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（阿久津則男君） これより、議案第4号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿久津則男君） 次に、議案第5号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長増井栄一君。

○総務課長（増井栄一君） 議案第5号 城里町介護保険条例の一部を改正する条例についてですが、城里町第9期介護保険事業計画に基づき、介護保険料を改正するため町条例の一部を改正するものです。

詳細につきましては、議案第5号説明資料をご参照願います。ご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（阿久津則男君） これより、議案第5号に対するご質問をお受けいたします。

8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） この介護保険は、9段階から13段階になるということなんです

けれども、これは全て値上げ2号と3号は減額になりますけれども、わずかですね。ですが、みんな2,400円から3,120円、9号は4,080円の増、それから10号、11号、12号、13号と幅広く13万9,000円、それから13号は17万5,000円と高額になっています。

これは、ここまで上げなければならない理由は何なのかということと、値上げをしないための努力はされているのでしょうか。これをお聞きいたします。

○議長（阿久津則男君） 長寿応援課長稲川弘美君。

○長寿応援課長（稲川弘美君） 藤咲議員の質問にお答えいたします。

今回、以前の9段階から13段階のほうに多段階化したのは、国からの標準段階が9段階から13段階に変わったことにより、町のほうもそちらに合わせたような形となっております。

乗率のほうも国の基準に合わせましたので、このような税額になっておりますが、以前第8期の計画では月額5,900円ということで、保険料を設定させていただいたんですが、今回は6,100円ということで200円ほど値上げさせていただいております。

こちらは、3年間で今回の令和6年から令和8年までの3年間で必要となる介護給付費を今までの実績等を見まして算出しまして、それを賄うことができるように、今後の被保険者数の伸びとか給付費の伸びとかを勘案しまして、保険料を算出したところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（阿久津則男君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） これは、全市町村、同じ金額ではないですね。ということが1つ目と、それから基金を使うことはできなかったのでしょうか。それをちょっとお伺いいたします。

○議長（阿久津則男君） 長寿応援課長稲川弘美君。

○長寿応援課長（稲川弘美君） 質問にお答えします。

保険料のほうは全国一律ではなく、市町村によって違っております。やはり、市町村によってその保険給付費とか被保険者数とかが違いますので、そちらによって算定方法は基本的に同じような形で算定していると思われま。

あと基金のほうも今後この3年間で、一応6,400万円ぐらい基金のほうも入れるような形で計算して算定させていただいております。

以上です。

○議長（阿久津則男君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） 3年間で6,500万円入れると、基金についてなんですけれども基金の総額は幾らになっていますか。

○議長（阿久津則男君） 3回目ですからね。まとめてください。

○8番（藤咲芙美子君） 基金は、お幾らになっていますか。それだけをお聞きいたします。

○議長（阿久津則男君） 長寿応援課長稲川弘美君。

○長寿応援課長（稲川弘美君） 現在の基金の残額ですが、およそ1億3,000万円ぐらい残っておりますが、そちらの約半分ぐらいを今回の計算として、取り崩させていただいております。

○議長（阿久津則男君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿久津則男君） 次に、議案第6号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長増井栄一君。

○総務課長（増井栄一君） 議案第6号 城里町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてですが、住民ニーズに対応した廃棄物処理事業の運営を図るため、町条例の一部を改正するものです。

主な改正点は、町の指定するごみ袋に入らないごみを処理できるようごみ処理券を追加するものでございます。

詳細につきましては、議案第6号説明資料をご参照願います。ご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（阿久津則男君） これより、議案第6号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿久津則男君） 次に、議案第7号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長増井栄一君。

○総務課長（増井栄一君） 議案第7号 城里町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてですが、実団員数にあわせ条例定数590人を440人に変更するため、町条例の一部を改正するものです。

詳細につきましては、議案第7号説明資料をご参照願います。ご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（阿久津則男君） これより、議案第7号に対するご質問をお受けいたします。

6番加藤木 直君。

○6番（加藤木 直君） 今回消防団の人数を減らすと、定数を減らすということなんですけれども、今回の1月1日の能登半島での地震、こういったものを鑑みますと一般質問でも私お伺いしますけれども、実際に一番災害があったときに頼りになるのは、地元の消防団だと思うんですよ。それを100人以上も減らすということになると、実際に災害があったときに一番地域の中で、各家庭の状況とか地理とか地形を分かっている消防団を減らすということは、町民の安心・安全という立場からそれが本当に正しいのかどうか、なぜ減らさなくちゃならないのかという理由をお聞かせいただきたいと思います。

ただ、隣の常陸大宮さんは現在もコンビニとかそういうところで、消防団員の確保に向けたチラシみたいなのを貼って、消防団に入ってくださいよというようなPRをしていますけれども、当町はそういうことをやってないけれども、今回の震災を機に消防団のほうには、逆に力を入れていただきたいなというふうに思うんですけれども、減らした理由等についてお伺いしたいと思います。

○議長（阿久津則男君） 総務課長増井栄一君。

○総務課長（増井栄一君） ただいまのご質疑でございますけれども、今回の条例定数の削減に当たっては、団員数は今年度426人という実員がおります。この人数を削減する、そういうことではございません。現状の実団員数で活動実態を勘案しまして、条例定数を見合ったものにするという趣旨でございます。

団員の確保につきましては、公共施設等への加入ポスター等は実施しているところですが、まだ事業所等隣接の市町村のように団員募集は行っていないところですが、減少する団員確保については怠らずに継続してまいりたいと存じます。

さらに、もう一つの理由としましては、団員数で活動に関する共済掛金や退職報奨金を支払うものがあればいいんですが、条例定数を基に算出されるものが多いでございます。そうしますと実団員数と乖離、大きな開きがあればあるほど負担が大きくなってしまいます。このことから、団員数は減らさずに、条例定数を見直すということですので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（阿久津則男君） 6番加藤木 直君。

○6番（加藤木 直君） お話は分かりました。ただ、いろいろお話が入ってくる中には、各分団の中でも実際に分団員定数に足りているところと足りていないところ、ほとんど機能しないような場所があるということを聞いているんですけれども、各分団の中で問題があるような機能しないよねというような分団があるんならば、幾つぐらいあるのか教えていただきたいなというふうに思います。

○議長（阿久津則男君） 総務課長増井栄一君。

○総務課長（増井栄一君） 分団の中で、例えば、小字のようなエリアでくくれば団員数が少ないところがありますが、分団としては機能しないというような人数で運営しているところは現在ございません。どこも20名程度の分団員は確保できております。

この後、新年度に当たって機能別消防団員と言いまして、活動に特化した団員の募集等も始めたいと考えているところでございます。団員の確保、活動につきましては、町民の生命や財産を損なうことのないよう努力してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（阿久津則男君） 6番加藤木 直君。まとめてください。

○6番（加藤木 直君） ただいま課長からも機能別というお話ありましたけれども、こ

の機能別というのは山とか川の部分とかそういう部分での専門分野の消防団だと思うんだけれども、これはあれですか、現在は、それはないよね。そうしますと、現在はありませんよね。それをもし作るということになるとその指揮下に入るのは現在の団長さんがいて、各中隊があってその下に分団があってという中のどこかの部分に入るわけですよね。そうすると間違いなくそれは指揮下に入ることによって認識していいのかな。

それと、分団としては機能できないようなところはないということだったんですけども、今の分団というのは数年前と違って3つの分団が一緒になって1分団に、多分改革されてきていますよね。そうすると、大字が3つで1分団というふうになっているので、昔は、数年前は1大字に1分団ということだったと思うんだ。

それが3つの大字で1分団となっているので、中には穴の開いている部分というのがあると思うんですよ。1つの大字で活動できないような状況に消防車1台持っていたても、そこに5人、10人いないというようなところが、幾つかあると思うんですけども、その幾つかあるのは幾つぐらいあるのか教えていただければと思います。

あとちょっと長くなりますので、後は一般質問の中でいろいろ聞きます。

以上です。

○議長（阿久津則男君） 総務課長増井栄一君。

○総務課長（増井栄一君） おっしゃる通り、1つの分団の中に部が2つから4つぐらいに分かれております。今のところ1つの部で消防車両を満足に活動する人員が不足しているというような部と考える場合は、1つの部が足りないところがございます。

そういったところについては、3部編成になっておりますので、その部に不足の人員については、隣接する部が応援に来まして必ず分団としての出動をしております。さらには、団全体として分団を補完する中隊、大隊というような組織になっておりますので、その辺りについては、安全については十分活動の範囲をきっちり訓練、あるいは出動体制をとっているというようなことで、実施しているところでございます。

○議長（阿久津則男君） 総務課長。

○総務課長（増井栄一君） 指揮命令系統、機能別消防団はどういった形になるのかという点につきましては、大本は団長の命令に基づいて分団長が動くんですが、分団に所属するか、あるいは団長が直轄で指揮命令を出せるか、そういった形については各市町村いろいろあるようでございますので、統制がとれて迅速に対応できる体制を考えていきたいと考えております。

基本は、分団の中に所属しまして分団長が指揮命令系統を発する、それを受けて活動するということになるかと思います。

以上です。

○議長（阿久津則男君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿久津則男君） 次に、議案第8号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長増井栄一君。

○総務課長（増井栄一君） 議案第8号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてですが、地方自治法の一部改正により条ずれが生じたため関係条文を引用する条例について、必要な整備を行うものです。

詳細につきましては、議案第8号説明資料をご参照願います。ご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（阿久津則男君） これより、議案第8号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿久津則男君） 次に、議案第9号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長増井栄一君。

○総務課長（増井栄一君） 議案第9号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてですが、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、引用する条例について必要な整備を行うものでございます。

主な改正点ですが、事業所における管理者の兼務範囲の明確化及び協力医療機関との連携体制の見直し等に係る規定を追加するものです。

詳細につきましては、議案第9号説明資料23ページからになりますが、全96ページまでになります。ご参照をお願いいたします。ご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（阿久津則男君） これより、議案第9号に対するご質問をお受けいたします。

8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） これは訪問が一月に1回から二月に1回でよくなるという内容が入っています。訪問しない月はテレビ電話で支援員が面接する。これで利用者は納得できるのでしょうか。これが1つ目。

2つ目は、この場合一月に1回から二月に1回でよくなったときの利用した料金はどのようになるのでしょうか。

それから、3つ目、歯科医師が削除されていますが、歯科医師が削除された理由は何なんでしょうか。3点お聞きいたします。

○議長（阿久津則男君） 長寿応援課長稲川弘美君。

○長寿応援課長（稲川弘美君） 藤咲議員の質問にお答えいたします。

一月から二月に変わるということでこちらのほうは、利用者の方が納得されているかどうかということですが、今現在、訪問されていて状態が不安定な方とかそういう方の場合は、一月にしていたものを二月にするとかそういうことはなく、そういう状態が不安定な

方に対しては、連絡を取り合ったり訪問回数も一月に1回とか二月に1回ではなくて、結構細かく訪問したりすることもあると思われます。

料金については、申し訳ありません。資料が手元にないため、こちらは後ほど回答させていただきたいと思います。

あと歯科医師が抜けたことに関しては、そちらのほうも詳しい説明とかがきておりませんので、そちらも調べまして後ほど回答させていただきたいと思います。

○議長（阿久津則男君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） 電子化も入って電子で、テレビ電話でできるようになるということはあると思うんですけども、やはり直接今まで訪問していたのが、状態がいいからということで二月に1回でもよくなるということは、事業者の考え方によって、この方はこういうことだから1回でいいように思いましたということで、1回にされたりとか、そういうようなことになってしまうと、やっぱり利用者の人が大変だと思うんです。その件のところの状況の把握というのは支援員が行っているのでしょうか。そこら辺のところをちょっと詳しく教えていただければと思います。

○議長（阿久津則男君） 長寿応援課長稲川弘美君。

○長寿応援課長（稲川弘美君） 質問にお答えいたします。

事業者によって、訪問の回数とかテレビ電話で確認を取るようになるというのは、事業者の細かいところまでは役場としても把握しきれないところもあるかと思うんですが、町中のケアマネジャーさんとか施設の方とかは、長寿応援課のほうでも毎日、窓口にいらっしゃったり、そういうケアマネジャーの連絡会とかありますので、その際に密に連絡を取りながら把握に努めたいと思います。

以上です。

○議長（阿久津則男君） 答弁漏れ、後でお願いします。

ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿久津則男君） 次に、議案第10号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長増井栄一君。

○総務課長（増井栄一君） 議案第10号 城里町地元茶等による乾杯の推進に関する条例の制定についてですが、城里町産の茶葉を原料とした緑茶及び紅茶等の飲料による乾杯を推進することにより、本町産の茶葉の普及促進を図るとともに、町内産業の活性化を目的に制定するものでございます。

ご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（阿久津則男君） これより、議案第10号に対するご質問をお受けいたします。

8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） この条例に反対なわけではないんですが、町民は町、事業者が行う地元のお茶の推進に協力するよう努める、これは町民はということなんですけれども、町民がお茶の推進に協力するよう努めるということはどういうことなんでしょうか。なんかちょっと押し付けがましい感じを受けるんですが、周知もさながら協力せよ、協力せよと言っているようなそんな感じ、イメージを受けます。その辺のところどういうことでこういう形になったのか、お伺いいたします。

○議長（阿久津則男君） 農業政策課長興野隆喜君。

○農業政策課長（興野隆喜君） ご質問にお答えしたいと思います。

町の役割や事業者の役割、町民の協力等について定めた条例になっております。実施に当たっては、個人の好みや意思を尊重することも規定してあります。

以上でございます。

○議長（阿久津則男君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） じゃ、こちらでの文章の受け止め方だけなんでしょうか。要するに町民は協力するということ、努めるというのがちょっと気になったものですから。分かりました。大丈夫です、じゃ。

○議長（阿久津則男君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿久津則男君） 次に、議案第11号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長増井栄一君。

○総務課長（増井栄一君） 議案第11号 水道法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてですが、水道法の一部改正により省庁間の所掌事務等が見直されまして、水道法等による権限が厚生労働省から、国土交通省及び環境省に移管されることから、引用する条例について所要の見直しを行うものでございます。

詳細につきましては、議案第11号説明資料をご参照願います。ご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（阿久津則男君） これより、議案第11号に対するご質問をお受けいたします。

8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） これは厚生労働大臣から、国の政策なので、国土交通大臣、環境大臣に変更、改めるということなんですけれども、変わりはないんだと思うんですけれども、命の水を扱うのに、厚労省から国交省に変わるということについて、命の水が安全に守られるのかなというのが、ちょっと心配になってきました。その辺のところ変わらないという返事は当然だとは思いますが、何で厚労省から変更になったのかというのを、分ければ教えていただきたいと思います。

○議長（阿久津則男君） 水道課長江幡守仁君。

○水道課長（江幡守仁君） 議員の質問にお答えいたします。

今回の改正、国のほうでの制度変更に伴いまして、移管をするということで水道法が改正されてございますので、考え方としては上位法の改正に伴っての町の条例の改正ということにはなります。

厚生労働省、従来ですと衛生行政を司っているところから今回、国土交通省に移管されることで、命の水が守られるのかというところなんですけれども、国のほうから移管に伴って説明が出ているところでは、水道事業、人口減少等水道施設の老朽化などによって、インフラの維持管理に支障を来したりしているというところの問題が、非常に顕著になってきているというところは全国的な統計の中で出てきております。

今回の能登半島地震による被災などもそうです。インフラ整備の強化を図らないと、水道の維持管理が、持続が担保されないのではないかとこの観点から今回、国土交通省に移管されたということを伺っております。

○議長（阿久津則男君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） 中身は分かりました。インフラ整備がなければ水も守られないだろうというようなことだと思うんですが、ただ一時的な問題であるのであればいいんですけれども、インフラを維持管理するからという名目で厚労省のほうから変わってしまったというのは、水道法の水を管理するのにいかななものなのかなというのをちょっと感じました。

そのところはやっぱりきちんと見ていかないといけないんじゃないかなと。ただインフラが、インフラが、ということで確かに、インフラも必要です。それがなければ水の確保はできません。しかし、命の水に対しての安全・安心は守られるべきだと思うんですけれども、今後どのように考えていますか。

○議長（阿久津則男君） 水道課長江幡守仁君。

○水道課長（江幡守仁君） 先ほどの回答にちょっと補足をさせていただきますと、インフラに関しては国土交通省なんですけれども、水質基準を定めることにつきましては、環境省のほうに移管されて食品衛生基準の観点から、より強化をしていくということが定められておりますので、水質基準の担保で衛生基準というところは、もっと強化されていくのかなと思っていますので、引き続き、水道の安心・安全の担保というところは、私どもも肝に銘じて対応してまいりたいと考えております。

○8番（藤咲芙美子君） ありがとうございました。

○議長（阿久津則男君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿久津則男君） 次に、議案第12号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長増井栄一君。

○総務課長（増井栄一君） 議案第12号 東茨城郡内町村及び一部事務組合公平委員会を組織する地方公共団体の数の増加及び東茨城郡内町村及び一部事務組合公平委員会規約の変更についてですが、令和6年4月1日に笠間市と茨城町により、茨城県央環境衛生組合が設立されます。東茨城郡内町村及び一部事務組合公平委員会を組織する地方公共団体数の増加及び規約変更の必要が生じることから、関係地方公共団体と協議するため、それぞれの議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、議案第12号説明資料をご参照願います。ご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（阿久津則男君） これより、議案第12号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿久津則男君） 次に、議案第13号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

まち戦課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 議案第13号 公の施設の広域利用に関する協議についてであります。県央地域の首長懇話会の広域連携事業の一環として、関係市町村の公の施設を広域利用の対象に指定することについて、協議を行う必要が生じたため地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

詳細についてお話をさせていただきます。

今回の見直しの内容につきましては、公の施設に関する協議の変更についてということで、中央になります（2）番の見直しの内容というところに記載をしてございます。

まず1つ目が水戸市で新たに水戸市渋井町に整備しました東部公園のサッカー場が令和6年4月1日から供用を開始となります。

また、笠間市の笠間陶芸の森スケートパークにおいて、新たに休憩施設が整備されて既に令和5年9月30日から供用を開始されております。

このようなことから、令和6年4月1日から関係市町村による広域利用を開始するため、新たな協定書を締結するものでございます。

詳細につきましては、この後のページ、3ページから10ページに記載してございますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

以上、議案第13号についてご説明申し上げました。ご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（阿久津則男君） これより、議案第13号に対するご質問をお受けいたします。

ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿久津則男君） 次に、議案第14号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

財務課長雨宮忠芳君。

○財務課長（雨宮忠芳君） 議案第14号 損害賠償額の決定及び和解につきまして説明いたします。

交通事故による損害賠償額を決定し、和解することについて議会の議決を求めるものがあります。事故発生日は令和5年12月8日16時頃であります。事故発生場所は城里町大字下古内1680番地、城里町環境センター構内、相手方は城里町那珂西2490番地、有限会社東海組、代表取締役小高廣子様です。

和解条項につきましては、過失割合を町100%、相手方ゼロ%、損害賠償金額は30万800円、示談成立後は本件に関し一切異議申立て、請求を行わないものとしたものです。

事故の原因であります環境センター職員が作業を終え、ダンプをバックで駐車する際、不注意によりストックヤード外構工事建設中のアルミ柱に接触し破損させたものです。

以上、ご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（阿久津則男君） これより、議案第14号に対するご質問をお受けいたします。

8 藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） これは、東海組はどこに関わりがあったのでしょうか。

それと上記の概要では、今の説明では全く状況が見えません。思い込みが強い文章のようになっているように思います。

それから、もう一つ、3つ目アルミ柱の破損状況はどうだったのでしょうか。金額はどうだったのでしょうか。相手側の小高廣子さんの状況が全く見えない状況になっています。これは事故の概要はアルミ柱に接触して破損させたとしか書いていません。もっと具体的に説明してください。

○議長（阿久津則男君） 財務課長雨宮忠芳君。

○財務課長（雨宮忠芳君） ご質問にお答えいたします。

事故の概要ですが、東海組がどう関わっているのかと言いますと、先ほども言ったようにストックヤード外構工事建設中の業者として関わっております。建設中の現場のアルミの柱にトラックがバックした際にぶつけてしまったということで、東海組が関わっているということで、事故の状況としてはトラックを駐車しようとしたときに、建設中の柱にぶつけてしまったと。

○議長（阿久津則男君） 8 藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） もう少し分かりやすく説明していただきたいと思います。これでは全く分かりません。今のような状況が、2回説明があった状況で納得しました。分かりました。

以上です。

○議長（阿久津則男君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿久津則男君） 次に、議案第15号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

財務課長雨宮忠芳君。

○財務課長（雨宮忠芳君） 議案第15号 令和5年度城里町一般会計補正予算（第7号）について説明いたします。

1 ページをご覧ください。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億6,674万1,000円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ105億20万4,000円とするものです。

第2条、繰越明許費は地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費であります。

第3条は地方債の補正であります。

2 ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出補正予算であります。

歳入。

町税、5項入湯税であります。既定額に713万6,000円を増額するもので、修正申告の増によるものです。

10款国有提供施設等所在市町村助成交付金、1項国有提供施設等所在市町村助成交付金であります。既定額に9万4,000円を増額するもので交付額確定によるものです。

12款地方交付税、1項地方交付税であります。既定額に6,658万4,000円を増額するもので、普通交付税の交付額の増によるものです。

14款分担金及び負担金、1項負担金であります。既定額に85万円を増額するもので、老人ホーム入所者負担金の増の見込みによるものです。

16款国庫支出金、1項国庫負担金であります。既定額から2,534万2,000円を減額するもので、主なものは児童手当負担金及び新型コロナウイルスワクチン接種対策負担金の減によるものです。2項国庫補助金であります。既定額から6,180万4,000円を減額するもので、主なものは新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金及び感染症対応地方創生臨時交付金の減、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の減によるものです。

17款県支出金、1項県負担金であります。既定額から526万9,000円を減額するもので、主なものは児童手当負担金及び保険基盤安定負担金の減によるものです。2項県補助金であります。既定額から856万3,000円を減額するもので、主なものは農地振興費補助金及び児童福祉費補助金の減によるものです。

19款寄附金、1項寄附金であります。既定額に30万円を増額するもので、企業版ふるさと応援寄附金の増によるものです。

20款繰入金、1項特別会計繰入金であります。既定額に13万6,000円を増額するもので、後期高齢医療特別会計繰入金の増によるものです。2項基金繰入金であります。既

定額から3億6,094万4,000円を減額するもので、財政調整基金繰入金及びふるさと応援基金繰入金の減によるものです。

22款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料であります。既定額に70万9,000円を増額するもので、主なものは過少申告及び不申告加算金の増によるものです。5項雑入であります。既定額に1,087万2,000円を増額するもので、主なものは後期高齢者医療療養給付金負担金過年度精算金の増によるものです。

23款町債、1項町債であります。既定額から9,150万円を減額するもので、主なものは過疎対策事業債及び公営住宅建設事業債等の増、合併特例債及び公共施設等適正管理推進事業債等を減額する地方債補正であります。

続きまして、歳出であります。

1款議会費、1項議会費であります。既定額から558万5,000円を減額するもので、主なものは人件費及び旅費等を減額するものです。

2款総務費、1項総務管理費であります。既定額から2,572万7,000円を減額するもので、主なものは減債基金積立金を増額し、人件費、光熱水費及び各種負担金等を減額するものです。2項徴税費であります。既定額から20万円を減額するもので、主なものは過誤納還付金を増額し、人件費を減額するものです。3項戸籍住民基本台帳費であります。既定額から19万円を減額するもので、主なものは戸籍システム改修委託費を増額し人件費等を減額するものです。

3款民生費、1項社会福祉費であります。既定額から4,974万2,000円を減額するもので、主なものは住民税非課税世帯給付金及び介護保険特別会計繰出金を減額するものです。2項児童福祉費であります。既定額から2,438万8,000円を減額するもので、主なものは児童手当等を減額するものです。

4款衛生費、1項保健衛生費であります。既定額から6,562万6,000円を減額するもので、主なものは人件費、国民健康保険特別会計繰出金及びワクチン接種委託費等を減額するものです。2項清掃費であります。既定額から2,674万3,000円を減額するもので、主なものは光熱水費及びストックヤード外構工事等を減額するものです。3項上水道費であります。1,434万3,000円を減額するもので、水道事業会計補助額確定により減額するものです。4項下水道費であります。既定額から78万6,000円を減額するもので、浄化槽設置撤去補助の確定により減額するものです。

5款農林水産業費、1項農業費であります。既定額から2,697万3,000円を減額するもので、主なものは農業集積協力金及び農業競争力強化基盤整備事業負担金等の減によるものです。2項林業費であります。既定額から11万円を減額するもので、森林整備委託事業確定によるものです。

6款商工費、1項商工費であります。既定額から5,713万8,000円を減額するもので、主なものは人件費及び修繕工事費等の減によるものです。

7 款土木費、1 項土木管理費であります。既定額から159万2,000円を減額するもので、人件費及び道路台帳補正委託費の減によるものです。2 項道路橋梁費であります。既定額から8,019万1,000円を減額するもので、主なものは道路維持費の物件移転補償費道路新設改良費の工事請負費、物件移転補償費等の減によるものです。3 項河川費であります。既定額から1,438万円を減額するもので、主なものは測量設計委託費及び用地購入費等の減によるものです。4 項都市計画費であります。既定額から1,334万7,000円を減額するもので、主なものは各種補助金等の減によるものです。5 項住宅費であります。既定額に425万7,000円を増額するもので、主なものは住宅修繕工事の減、国庫補助金返還金等の増によるものです。

8 款消防費、1 項消防費であります。既定額から771万8,000円を減額するもので、主なものは人件費等の減によるものです。

9 款教育費、1 項教育総務費であります。既定額から861万8,000円を減額するもので、主なものは人件費等の減によるものです。2 項小学校費であります。既定額から1,799万1,000円を減額するもので、主なものは光熱水費及び各種小学校の工事請負費等の減によるものです。3 項中学校費であります。既定額から878万5,000円を減額するもので、主なものは委託費及び光熱水費等を減額するものです。4 項社会教育費であります。既定額から994万7,000円を減額するもので、主なものは公民館光熱水費及び人件費等の減によるものです。5 項保健体育費であります。既定額から594万5,000円を減額するもので、主なものは給食センター人件費の減によるものです。

11 款公債費、1 項公債費であります。既定額から493万3,000円を減額するもので、主なものは地方債償還利子見込額の減によるものです。

6 ページをご覧ください。

第2表、繰越明許費でございます。

2 款総務費から7 ページ、9 款教育費まで24事業4億5,349万8,000円の翌年度に使用できる経費について繰越しをするものです。

続きまして、9 ページをご覧ください。

第3表、地方債補正であります。

変更につきましては、過疎対策事業債、公営住宅建設事業債及び緊急自然災害防止対策債を事業費確定により増額し合併特例債事業債、公共施設等適正管理推進事業債及び緊急浚渫推進事業債を事業費確定等により減額変更して、限度額をお示しするものです。

以上が、議案第15号 令和5年度城里町一般会計補正予算（第7号）につきましの説明になりますが、詳細につきましては、9 ページから38ページの事項別明細書、給与費明細書をご覧いただきたいと存じます。ご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（阿久津則男君） これより議案第15号に対するご質問を受けいたします。

14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） 今の説明を聞いていてこの予算の修正案、非常に残念だなと思う。うちの町に財政がないのにこんなに減額をするような予算組をしていることが、何をやっているのかなという感じが、憤りを感じます。余ればいいっていう問題じゃなくて、もうちょっと予算を組むときにきちんと見積りを取ったり何かして、みんな幅広く最小限度の予算で最高の仕事ができるようにやるのが予算の編成なんですよ。それがこんなに余ればいいっていう問題ではない。非常に聞いていて残念だなって思う。しっかりやってくださいよ。

○議長（阿久津則男君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） それでは、答弁させていただきます。

予算の編成に当たっては、見積り等を徴収してやっているわけですが、例えば、ちゃんと競争して入札すれば1億円の予算のものが9,000万円で落ちれば10%、1,000万円落ちるわけです。適切に競争入札をやれば予算の金額から数%必ず落ちてくるわけです。

ですから、100億円の予算を組んで3月末になれば、3億円とか4億円とか3%か5%最終的に執行残が出てきて、そこで出てきた入札差金をほかに使っちゃえばまた予算が余らず使うこともできるんですが、そういった当初見込んでいないのを入札差金で使っちゃうとか、そういったことをしませんので、毎年一般会計予算に対して3%か5%最後余って減額補正をするっていうのは、これまでも毎年大体やってきたことだと思いますので、そういった差金、差額が生じないように、査定を厳しくしてまいりたいと思いますが、査定は厳しくし過ぎると、今度不調に終わって仕事ができなくなっちゃたりする不安も出てきたりします。

また、電気代などもかなり職員の努力によって、縮減して数千万円単位で落ちているということもございますので、決して3月補正で予算を落とすということが悪いことばかりではなくて、経費節減の努力の結果3月補正で予算が落ちて、当初よりも基金の取り崩しが毎年、最初は大きめの取り崩し額で予算を組むんですが、決算までやるとほとんど最後は取り崩さないで終わるというふうに、そういう予算の決算の流れになっていますので、その点ご理解いただければというふうに思っております。

○議長（阿久津則男君） 14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） 町長の説明を聞いて本当に非常に残念だと思います。競争入札するのが当たり前という予算組をしているのに、どうなんですか。競争入札やったから不用額が出て修正案でやったって。そういう説明では本当に予算を組むのにいい加減で、今まで競争入札やらないって予算やっていたんですか、今まで。仕事はそういうことになりますよ、本当に。競争入札やらずにそういう随契でやらせていたんですか。どうなんですか。

○議長（阿久津則男君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 予算は予定価格、落札率100%には絶対ならないと思うんですけども、予算自体は予定価格で組みますので、決算とか最後の3月補正で不用額は実際の契約額で不用と見て、最後3月補正で落としたり決算で落としたりしますので、最初から落札予定額で予算は組めないわけですよ、あくまでも。それは、競争入札やれば必ず予算よりも決算の金額というのは落ちてくるのが普通だと思うんですよ。

○議長（阿久津則男君） 14番小坪 孝君。3回目ですからまとめてください。

○14番（小坪 孝君） 非常に説明を聞いていて憤りを感じる。何をやるにも基本設計、基本構想だなんてそういう予算組をして仕事をやっているのに、予定価格がこうだあだあって予定価格は町長の胸算用で決めているんですか。業者に基本構想だとかそういうことでやっているわけじゃないんですか。町長の胸算用で基本予定価格はあなたの協定でやっている仕事なんですか。

○議長（阿久津則男君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 何事も予算取りのときには、予算取りのための見積りをとって、あらゆる事業、工事だけではなくて委託もそうですし、いろんな事業をやるのに予算取りのための見積りをとって、その見積りで予算取りをして予算を組むわけです。

実際、執行するときには必ず予算の見積りよりも低い金額で必ず落札されて、実際契約してきますし、幾ら組んだからって補助金を全部執行するわけじゃなくて、全員からの補助の申請が来なければ補助金を組んでも執行しないで落ちるわけです。そういったことがあるので、当初の予算から見てきちっと仕事をした結果、3%とか5%、3月に決算で落ちてくるのが決して仕事をさぼっているからということだけではないのだということをご理解いただければ幸いです。

○議長（阿久津則男君） ほかにございませんか。

8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） 全員協議会だったら少し必要な審議であれば、追加してあげてもいいと思うんですけども、何で止めちゃうんですか。私もこれについては納得できない。

○議長（阿久津則男君） あの、これ一応決まりは決まりであって、あと個人的に所管行って質問するように。最初にも、長くなる場合には所管へ行って下さいというようなことは言っていると思います。

○8番（藤咲芙美子君） わかりました。

じゃ確実に質問をしていきます。いいですか。

歳入歳出ですが4億6,000万円も減額しているということに、やはり今の町長の答弁ではあまりにも甘い感じがしています。4億6,000万円の減額ですよ、総額。そんなの納得できないですよ。そんな中で、ちょっと細かいことを聞いていきます。

本当に全ての項目で減額しているのに、減債基金に3,650万円計上しているんですよ。

これは何ですか。それから、民生費も1,290万円の減額をしていて、住民税の非課税世帯94万2,000円の減額をしています。本当に十分な支援はできているのでしょうか。これもお聞きしたいと思います。

それから、介護保険特別会計ですが、これは後にします。

じゃそういうことで、民生費の児童手当2,124万円減額、これ少子化によって現状を見て予算計上をすべきではないかと思うんですけども、何でこんなに減額しちゃうのか、これも分かりません。

それから、農業振興費、農地費について高齢者によって休耕田、休耕畑が進んでいるというのは分かるんですけども、苦慮されているのは分かりますが、町の自給率は守られるのでしょうか。そこら辺のところをちょっとお聞きします。

あと、観光費です。観光施設費の修繕工事、4,510万円の減額、これ修繕できる見通しはなく予算化したことになるのではないのでしょうか。この辺もちょっとお聞きいたします。

あと、下水道事業進んでいるのでしょうか。何で1,150万円も減額を生じるのでしょうか。ここら辺のところを詳しくお聞きいたしますので、各自お願いします。

○議長（阿久津則男君） まち戦課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 26ページお願いします。

それでは、議員のご質問にお答えをさせていただきます。

商工費で4,500万円からの、下段になるんですけど4項の観光施設費です。工事請負費で4,516万円ということでございます。

これについては、当初、ホロルの湯の浴室の天井の改修を見込んでおりましたが、工事に期間もかかるというようなことも含めまして、ほかの補助等のこともございますので、大規模改修で行っていくというようなことで、長期的な休みにもなりますので、その辺のところで単年度は直さないで天井を含めて、そのほか外構、外壁ですとかその辺も含めて大規模改修のほうで行っていくというようなことに方向変換したものですから、全額減額をするものでございます。

以上です。

○議長（阿久津則男君） 福祉こども課長飯村正則君。

○福祉こども課長（飯村正則君） それでは、ご質問のほうにお答えしたいと思います。

民生費の児童手当の減額理由についてご質問いただきました。

2,075万5,000円の減額となっております。こちらにつきましては、元々扶助費という性格のことから多めに組んでございます。そうした中で出生数が思ったより伸びなかったのと、転入数が伸びなかった。転入増には予定よりも増えなかったということが原因でございます。やはり一番まずいのは実際にお子様方がいる、保護者の方に給付金が支払われなくなるというのが一番の問題でございますので、若干多目に組んでありますので、ご了承くださいと思います。

以上でございます。

○議長（阿久津則男君） 下水道課長園部 繁君。

○下水道課長（園部 繁君） ただいまのご質問にお答えいたします。

土木費、都市計画費、公共下水道で1,150万5,000円の減額をしております。こちらは町一般会計から下水道事業会計への補助金となっております。下水道事業会計補正により、一般会計からの補助金が減額となったため繰出金である一般会計のほうを1,150万5,000円減額したものです。

○議長（阿久津則男君） 財務課長雨宮忠芳君。

○財務課長（雨宮忠芳君） 減債基金についてのご質問があったと思うんですが、減債基金の積立てについてですけれども、昨年12月に普通交付税の追加交付がありまして、その中でひも付きがありまして、来年度以降の償還に充てるようにということで減債基金に積み立てるようにということになっていましたので、半額を積立てております。

○議長（阿久津則男君） 農政課長興野隆喜君。

○農業政策課長（興野隆喜君） ご質問にお答えしたいと思います。

農林水産業費、農地費でございます。主なものは、農業競争力強化基盤整備事業負担金でございます。増井土地改良の工事の事業費でございます。事業の遅れによりまして1,920万円の減額となっております。

以上でございます。

○議長（阿久津則男君） 福祉こども課長飯村正則君。

○福祉こども課長（飯村正則君） 答弁漏れがございました。19ページの住民税非課税世帯の給付金942万円でございます。こちらにつきましても確定による減でございます、当初見込みでは給付できないというのを避けるために若干多目に組んでございました。

今回、給付のほうが全て完了しましたので、ここにあります942万円ほど減額させていただいております。よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（阿久津則男君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） それぞれ皆さん、本当にありがとうございました。

大分分かってきましたけれども、観光費についてなんですが、今、ホロルの湯浴室の天井、工事かけるところ大規模にするからということをお伺いいたしました。この点については、予算を立てるときにそういう今答弁のあった内容で、これを後にしようというようなことにならなかったんでしょうか。何でこのときに4,510万円も計上したのか、そこら辺のところをお聞きいたします。

それから、減債基金についてなんですが、減債基金を支払うために積立てているということは分かりますけれども、ただ減債基金に町債、過疎債、それからいろんなものいっぱい限度額、先ほど説明がありました。そういう中で、過疎債をどんどん増やしていった町

債を作って、そして減債基金に入れますということというのは、本当に町が財政として成り立つものなんですか。建物にばかりお金がかかっているような気がして、どうしても納得できないです。そこら辺のところ、本当にきちんと住民が安心して住めるようなそういう内容になっているのかどうか納得できません。

ですので、まず今の観光費のところだけ答弁を2回目お伺いいたします。

○議長（阿久津則男君） まち戦課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 議員のご質問にお答えをさせていただきます。

ホロルの湯ですが平成14年にオープンしまして、築22年が経過してございます。そうした中で、浴室の天井につきましては地震があった際に、ちょっと天井の一部が崩れたと、天井の板が落ちたということで中を調査しまして、修繕について設計等を行ったところなんです、そういうことで処置しようというふうに考えてございました。

が、そのほかにも22年経っていろいろと修繕の箇所が多く出てきてございます。プールの壁ですとか、そのつど、そのつど修理はしてきてはいるんですけども、やはり大がかりな修繕も必要になってきます。エアコン等も部品の交換、交換で行ってきましてけれども、もう部品が入ってこないというようなことで、これも大がかりな修繕になってきます。その他ボイラー関係も日頃から修繕はしているんですが、やはり配管ですとかいろいろな部分で大がかりな修繕が出てきます。

そういうことも含めまして、短期間の修繕で浴室の天井だけで終わりにしようかなというふうに当初考えてはあったんですが、あまりにもその修繕箇所が多く出てきてございますので、大規模改修というようなことで3か月、半年ぐらい休館してリニューアルしたいというふうに考えたものですから、今回その天井の修繕は見送ったというようなことでございます。ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（阿久津則男君） 財務課長雨宮忠芳君。

○財務課長（雨宮忠芳君） 今回の減債基金の積立てなんですが、先ほど申したように普通交付税が追加交付になっております。その条件としてカウントされたのが、減債基金の来年度以降の償還額としてカウントされた金額が交付されたものですので、そのまま減債基金に積み立てたということになっております。

あと起債については、借金でございますのでなるべく抑制に努めていきたいと考えております。

○議長（阿久津則男君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） ありがとうございます。

ホロルの湯の浴室の天井については、お伺いしました。しかし、この天井を今、直さないで翌年度というか、いつ直すんでしょうか。もっとひどくなってしまうということは考えられませんか。毎日使っている湯気があるもので、毎日使っているものです。

直せるものは至急に直したほうがいいんじゃないかと思うんですが、後回しにして非常にまた大量のお金がかかってしまうというようなことはないのでしょうか。そこら辺のところ心配しています。

○議長（阿久津則男君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） ホロルの湯について回答させていただきます。

結論から言いますと令和7年度の工事を計画しております。新年度予算のほうに3,700万円の設計費が組まれております。今年度浴室天井の工事と並行して、長寿命化計画を立てております。

長寿命化計画を立てる中でホロルの湯の内部について、どこを直さなきゃいけないかという総合的な検討が行われまして、また長寿命化計画に基づいて工事をすると長寿命化計画業務の起債が認められて、合併特例債とか使わなくても工事ができるようになるという意味もありまして、長寿命化計画を今年立てたんですが、そういった中で直さなきゃいけないのは天井だけじゃないと。

先ほどもありましたが、空調設備ももうそろそろいけないので全面刷新しなきゃいけないとか、外壁とか屋根とか、あらゆるところにそろそろ修繕の手を入れなきゃいけないということで、お風呂の天井を直すだけでも2か月ぐらいの休館が必要だということだったんですが、エアコンを直すのも3か月か4か月の休館が必要。それから、またボイラーを直すのにもということで。

個別に直し始めると何か月も休館して開けて、また何か月も休館して開けてということの繰り返しになってしまって、お客さんにとって大変迷惑をかけてしまうので、これはもう大規模修繕ということで、同時にお風呂の屋根もエアコンもボイラーもあるいは外壁とか天井も同時に、どうせ休館して直さなきゃいけないものですから、休館して直さなきゃいけないところはまとめて1本の工事を出してやったほうがお客さんにとっても迷惑が少ないですし。

また、ホロルの湯の従業員たくさんいますけれども、休館中も6割のパートさんに対しても60%の給料を払わなきゃいけない。正社員は100%の給料を払わないといけないんです。休館中で仮に仕事をしていなかったとしても、それは法令上そういうことになっているので、そう考えるとお客さんへの迷惑、休館中の従業員の給与の支払い、それからホロルの湯をちゃんと直さないと本当にエアコンが止まっちゃったりボイラーが止まっちゃったり、そういうことが、お客さんに迷惑をかけてから休館するわけにはいかないので、ある程度まとめて令和7年度に大規模長寿命化工事をやるということで、今回個別、個別にやるのは見送ろうと。

落ちた天井については取りあえず、1回落ちたところは直しておりますので、令和7年までは何とかなるだろうという判断で、そういった計画で現在、考えておるところでございます。

○議長（阿久津則男君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿久津則男君） 次に、議案第16号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

健康保険課長富江一也君。

○健康保険課長（富江一也君） それでは、議案書16号 令和5年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（事業勘定第4号）につきましてご説明いたします。

1 ページをご覧ください。

第1条であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,150万9,000円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ21億4,088万8,000円とするものでございます。

2 ページをご覧ください。

第1表歳入歳出予算補正であります。

歳入についてご説明いたします。

1 款 1 項国民健康保険税であります。既定額から1,379万3,000円を減額するものでございます。実績見込みによります国民健康保険税の減を見込んでおります。

2 款 1 項手数料であります。既定額から3,000円を減額するものです。督促手数料の減を見込んでおります。

4 款県支出金、1 項県補助金であります。主に実績によります保険給付費等交付金の減を見込んでおります。

6 款繰入金、1 項他会計繰入金であります。主に一般会計繰入金の職員給与費等繰入金の減を見込んでございます。

8 款諸収入、1 項延滞金、加算金及び過料であります。既定額に73万3,000円を追加するものです。一般被保険者延滞金の増を見込んでおります。

8 款諸収入、3 項雑入であります。既定額に83万6,000円を追加するものです。特定健診負担金過年度分の追加を見込みまして、現年度分の減を見込んでおります。

続きまして、歳出でございます。

3 ページをご覧ください。

1 款総務費、1 項総務管理費であります。既定額から356万円を減額するものです。主に人件費の減を見込んでおります。

2 款保険給付費、1 項療養諸費であります。既定額から240万円を減額するものです。主に一般被保険者療養費審査支払手数料の減を見込んでおります。実績見込みにより減額するものでございます。

2 款保険給付費、2 項高額療養費であります。既定額から1,891万6,000円を減額するものです。実績見込みにより減額するものであります。

2 款 4 項出産育児諸費であります。既定額から110万4,000円を減額するものです。実

績見込みにより減額するものです。

2 款 5 項葬祭諸費であります。既定額から25万円を減額するものです。実績見込みにより減額するものです。

5 款保健事業費、1 項保健事業費であります。既定額から17万8,000円を減額するものです。主に人間ドックの実績見込みにより減額するものです。

5 款 2 項特定健康診査等事業費であります。既定額から341万6,000円を減額するものです。特定健診業務の実績見込みにより減額するものです。

6 款基金積立金、1 項基金積立金であります。既定額から1,168万5,000円を減額するものです。国民健康保険支払準備基金の積立金を減額するものです。

以上、令和5年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（事業勘定第4号）についてご説明いたしました。

詳細につきましては、4 ページから12ページの補正予算事項別明細書、給与費明細書をご覧ください。

続きまして、13ページをご覧ください。

令和5年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（施設勘定第4号）につきましてご説明申し上げます。

第1条です。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ840万円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ2億2,113万2,000円とするものでございます。

14ページをご覧ください。

第1表歳入歳出予算補正であります。

まず、歳入についてご説明いたします。

1 款診療収入、1 項外来収入でございます。既定額から1,880万円を減額するものです。実績による減を見込んでございます。

1 款 2 項その他の診療収入であります。既定額に372万4,000円を追加するものです。主に医科の諸検査等収入現年度分の実績による増を見込んでございます。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金でございます。既定額に667万6,000円を追加するものです。事業費の歳入見込み額の減によりまして一般会計繰入金を追加するものでございます。

続いて、歳出でございます。

1 款総務費、1 項施設管理費であります。既定額から130万円を減額するものです。実績見込みによる人件費及び光熱水費の減を見込んでございます。

2 款 1 項医業費であります。既定額から実績見込みにより710万円を減額するものです。医薬材料費等の購入費、歯科技工委託の減を見込んでございます。

以上、令和5年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（施設勘定第4号）につきましてご説明いたしました。

詳細につきましては、15ページから21ページまでの歳入歳出補正予算事項別明細書、給与費明細書をご覧いただきたいと思います。ご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（阿久津則男君） これより、議案第16号に対するご質問をお受けいたします。

8 番藤咲芙美子君。

○8 番（藤咲芙美子君） 事業勘定で後期高齢者の支援分が1,900万円の減額になっています。この件について何で1,900万円なのかお聞きしたい。見込みが甘かったんでしょうか。その辺のところをちょっと具体的な説明があればと思います。

○議長（阿久津則男君） 健康保険課長富江一也君。

○健康保険課長（富江一也君） やはり当初の診療収入の見込みが、多少過度に見込み過ぎたことによります減でございます。

○議長（阿久津則男君） 8 番藤咲芙美子君。

○8 番（藤咲芙美子君） 人数的にどのぐらいの減になっていますか。

○議長（阿久津則男君） 保険課長富江一也君。

○健康保険課長（富江一也君） 藤咲議員に再度ご確認ください。事業勘定歳入の5ページの後期高齢者等支援金現年課税分の普通徴収分でございますでしょうか。

このことにつきましては、一般被保険者数の減によりまして、この高齢者支援金分の現年過年度分も比例しまして減額させていただいたところでございます。全てこの要因は国保加入の一般被保険者数の減によりまして算定してございます。よろしくお願いいたします。

○8 番（藤咲芙美子君） 分かりました。ありがとうございます。

○議長（阿久津則男君） それでは、ここで午後1時まで暫時休憩いたします。

午後は議案第17号から入ります。よろしくお願いいたします。

午前 11 時 55 分休憩

午後 0 時 59 分開議

○議長（阿久津則男君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

まず、午前中の答弁漏れをお願いいたします。

町民課長、加藤孝行君。

○町民課長（加藤孝行君） 午前中、加藤木議員さんから質問のあった袋の単価について言いたいと思います。

今回、予算に計上した高密度ポリエチレン45リットル1箱の単価5,200円。30リットルのほうの1箱の単価が3,775円。こちら低密度のほうの単価のほうを言います。45リットル5,420円、30リットル3,950円となっております。

以上です。

○6番（加藤木 直君） 結果的に。

○町民課長（加藤孝行君） 結果的に高密度のほうが安いです。220円安くて。

○6番（加藤木 直君） 従来のもものね。

○町民課長（加藤孝行君） はい、従来のもものです。30リットルのほうが175円安い。

○6番（加藤木 直君） 1枚にすると幾らぐらい違う。

○町民課長（加藤孝行君） 1枚ですか。

従来使っているほうが1枚当たり10.4円。低密度のほうが10.84円。0.4円の違いです、1枚当たり。

○議長（阿久津則男君） よろしいですか。

○6番（加藤木 直君） 分かりましたけれども、それだったら使いやすいほうがいいよね。1円も違わない。40銭だったら。

そういうふうに、町民の方、皆さんそう言っていますよ。これ私が質問するからやらないわけじゃないよね、町長ね。10.4円。

○町長（上遠野 修君） 毎週、ごみは全部出しております。

○6番（加藤木 直君） たまに、町長、ごみ出しするとき、私見るんですけれども、よくテープでこう貼っていますよね。

○町長（上遠野 修君） テープでは貼ってない。それ多分人違いだと思います。テープでは貼ってない。

○6番（加藤木 直君） 柔軟にその辺のところをよく考えてくださいよ。

○議長（阿久津則男君） じゃ、進めます。

次、長寿応援課長、稲川弘美君。

○長寿応援課長（稲川弘美君） 午前中に藤咲議員からご質問で答弁が漏れていたものをお答えしたいと思います。

議案第9号で、利用者宅の訪問について一月に1回から、二月に1回に訪問が変わることと料金が変わるかどうか、どのように変わるのかということですが。

こちらの訪問に関しては、全て公費負担となりますので、利用者の方の負担はございません。

また、歯科医師が抜けた理由はということですが、こちらはなくなったわけではなく、主治の医師等の等に含まれたような表現になりまして、こちら改正文ですのではないのですが、この条文の前の条文で、主治の医師または歯科医師（以下、この条において主治の医師等）と略称規定されておりまして、そちらの漏れを修正したものとなります。

以上でございます。

○議長（阿久津則男君） よろしいですか。

○8番（藤咲芙美子君） はい、ありがとうございます。

○議長（阿久津則男君） 次に、議案第17号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

保険課長、富江一也君。

○健康保険課長（富江一也君） それでは、議案第17号 令和5年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

1 ページをご覧ください。

第1条であります。

予算の総額から歳入歳出それぞれ641万2,000円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ2億6,344万4,000円とするものでございます。

2 ページをご覧ください。

歳入歳出予算補正でございます。歳入についてご説明します。

1 款 1 項後期高齢者医療保険料であります。規定額から504万2,000円を減額するものです。特別徴収保険料現年度分を652万8,000円追加し、普通徴収保険料現年度分を1,157万円減額するものでございます。こちらにつきましては、実績見込みによるものでございます。

3 款繰入金、1 項他会計繰出金であります。規定額から150万6,000円を減額するものです。保険基盤安定繰入金の減を見込んでございます。

4 款 1 項繰越金でございしますが、規定額に13万6,000円を追加するものです。令和4年度分の繰越金を繰り越すものでございます。

続きまして、歳出でございます。

2 款 1 項後期高齢者医療広域連合納付金でございしますが、規定額から654万8,000円を減額するものです。実績見込みによる減でございます。

3 款諸支出金、2 項繰出金であります。規定額に13万6,000円を追加するものです。

以上、令和5年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明いたしました。

詳細につきましては3ページから5ページの補正予算事項別明細書をご覧くださいと思います。ご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（阿久津則男君） これより議案第17号に対するご質問をお受けいたします。
ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿久津則男君） 次に、議案第18号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

長寿応援課長、稲川弘美君。

○長寿応援課長（稲川弘美君） 議案第18号 令和5年度城里町介護保険特別会計補正予算（保険事業勘定第5号）についてご説明申し上げます。

1 ページをご覧ください。

第1条であります。

予算の総額から歳入歳出それぞれ1億1,724万7,000円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ25億3,988万8,000円とするものです。

2ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正であります。

まず、歳入についてご説明申し上げます。

1款保険料、1項介護保険料であります。規定額に223万8,000円を追加するものです。第1号被保険者保険料の収入見込額を勘案いたしまして、普通徴収保険料223万8,000円を追加するものです。

3款国庫支出金、1項国庫負担金であります。規定額から2,490万4,000円を減額するものです。介護給付費国庫負担金の交付見込みによるものです。同じく2項国庫補助金であります。規定額から1,204万4,000円を減額するものです。主に介護給付費と地域支援事業費の調整交付金等の交付見込みによるものです。

4款1項支払基金交付金であります。規定額から3,906万9,000円を減額するものです。こちらにも主に介護給付費等地域支援事業費の支払基金交付金等の交付見込みによるものです。

5款県支出金、1項県負担金であります。規定額から2,069万4,000円を減額するものです。介護給付費県負担金の交付見込みによるものです。同じく2項県補助金ありますが、規定額から118万7,000円を減額するものです。地域支援事業交付金の交付見込みによるものです。

7款繰入金、1項他会計繰入金であります。規定額から2,158万7,000円を減額するものです。事業の確定見込によりまして減額するものであります。

3ページをご覧ください。

続きまして、歳出です。

1款総務費、1項総務管理費であります。規定額から100万円を減額するものです。人件費等の減額によるものです。同じく3項介護認定審査会費であります。規定額から246万9,000円を減額するものです。事業費の確定見込によりまして、人件費、役務費等を減額するものです。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費であります。規定額から9,960万円を減額するものです。主なものは、居宅介護サービス給付費と施設介護給付費などの事業費の見込みによりまして減でございます。同じく2項介護予防サービス等諸費であります。規定額に40万円を追加するものです。こちらは介護予防サービス計画給付費が不足する見込みによりまして増とするものでございます。同じく3項高額介護サービス等費であります。規定額から800万円を減額するものです。事業費の確定見込みによる減でございます。同じく5項特定入所者介護サービス等費であります。規定額から3,300万円を減額するも

のです。事業費の確定見込みによる減でございます。同じく6項そのほかの諸費であります。規定額から10万円を減額するものです。こちら事業費の確定見込みによる減でございます。

3款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費であります。規定額から330万円を減額するものです。要支援の方のデイサービスとヘルパーの利用が伸びなかったため減額するものです。同じく2項一般介護予防事業費であります。規定額から110万円を減額するものです。事業費の確定見込みによる減でございます。同じく3項包括的支援事業・任意事業費であります。規定額から330万円を減額するものです。地域包括支援センターの人件費の減によるものでございます。

5款1項基金積立金、規定額から9,618万7,000円を減額するものです。介護給付費準備基金の積立金を減額するものです。

6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金であります。規定額に1億3,040万9,000円を追加するものです。過年度分の国・県等介護給付費負担金の実績確定に伴う償還金でございます。

以上、令和5年度城里町介護保険特別会計補正予算（保険事業勘定第5号）につきましてご説明いたしました。

詳細につきましては、4ページから15ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、給与費明細書をご覧いただきたいと思います。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（阿久津則男君） これより議案第18号に対するご質問をお受けいたします。

ございませんか。

8番、藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） 介護保険も1億1,724万7,000円の減額になっています。それから、介護サービスも9,960万減額されています。何でこんなに多くの金額が減額されなければならないのか、ちょっと詳細をお願いいたします。

それから、積立金に2番目として、基金積立金に1億360万、予算計上していて9,600万の減額になっています。これも詳細を説明してください。

それから、国・県介護給付金負担金の返還が1億3,167万7,000円です。令和4年度に地域支援事業交付金321万5,000円、令和4年度の介護保険事業費の補助金が12万2,000円ですか、1億2,222万2,000円。それから、令和3年度に低所得者の保険料軽減負担金、それから令和4年度低所得者保険料負担金、これ補助金が返還になっています。この補助金は、全部どうしても返さなければならないものなんですか。これって、それともこれを何か別なところに、何かこう町として補助ができるとか増やすとか、何かそういうものに使うことというのは全くできないものなんですか。そこら辺のところをちょっとお聞きいたします。

○議長（阿久津則男君） 長寿応援課長、稲川弘美君。

○長寿応援課長（稲川弘美君） すみません。では、今ちょっと画面に出ています償還金の話なんですけれども、償還金のほうは介護給付費のほうの、主に介護給付費と地域支援事業費等で補助金をいただいておりますが、令和5年度、令和4年度も、介護給付費等が思ったよりも給付が、利用控えとかありまして伸びなくて、いただいた補助金のほうを多くいただいてしまったため、そちらの分を実績で計算し直しまして返還するものでございます。なので、こちらをほかの補助金とかそちらに使えるということはできませんのでご了承ください。

あと、基金積立金のほうは、前年度繰越金のほうの部分で積立てをしようと思ったのですが、こちら償還金のほうの財源として使わせていただくような形となって減額させていただいております。

あと、介護サービス費等、そちらのほうも主に減額しておりまして、多少プラスのところもございますが、こちらやはり令和5年度の予算としては、令和5年度でコロナのほう第5類となりまして、利用控えのほうも少し収まって利用が上がると思って予算を計上させていただいたんですが、思ったよりも給付の伸びが少なく、そのため、予算のほうちょっとやはり多く計上してしまったので、今回減額させていただきました。よろしくをお願いいたします。

○議長（阿久津則男君） 8番、藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） 事情が事情で、コロナの問題もいろいろあったということでしたが、なかなか大変な状況なんだと思うんですけれども。ただ、令和6年度の予算の介護なんですけれども、これが介護保険料がすごく高くなっていますので、そこら辺のところ、もう少し住民に軽減できないのかなというような思いで質問をさせていただきました。どうにもならないというようなことは分かっていますけれども、住民の負担軽減を何とかすることができないのかと、そこら辺のところをちょっと行政の中でお願いできればいいのかなと思っていました。何とか頑張って事業をやっていただければいいかなと思っています。

以上です。

○議長（阿久津則男君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿久津則男君） 次に、議案第19号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

水道課長、江幡守仁君。

○水道課長（江幡守仁君） 議案第19号 令和5年度城里町水道事業会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

1ページをご覧ください。

第1条は総則ですので、第2条の収益的収入及び支出からご説明をいたします。

第2条令和5年度城里町水道事業会計補正予算（第3号）に定めました収益的収入と支出の予定額を補正するものです。収入の既決予定額から5,541万円を減額し、予定額を6億1,482万5,000円とし、支出の既決予定額から5,541万円を減額いたしまして、予定額を6億1,482万5,000円とするものです。

収入につきましては、1款水道事業収益、1項営業収益4,208万5,000円の減額であります。受託工事収益、その他の営業収益の減によるものです。主なものは、受託工事収益の負担金、加入金の減になります。2項営業外収益1,389万8,000円の減額であります。他会計補助金の減と長期前受金戻入の増によるものです。3項特別利益57万3,000円の増額であります。過年度分受託工事収益の増によるものです。

支出につきましては、1款水道事業費用、1項営業費用5,541万円の減額であります。原水及び浄水費の動力費、配水及び給水費の修繕費、工事請負費、総係費の手当、法定福利費の減、法定福利費引当金繰入額及び賃借料の増、また工事完了によります固定資産の振替に伴う減価償却費の減などによるものです。

次に、2ページをご覧ください。

第3条当初予算、第4条に定めました資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億6,409万1,000円を3億2,034万1,000円に改めまして、資本的支出の予定額を補正するものです。収入につきましては、収入の既決予定額に変更はなく、支出につきましては、1款資本的支出の既決予定額から4,375万円を減額いたしまして、予定額を5億2,409万円とするものです。内容につきましては、1款資本的支出、1項建設改良費の減額であります。施設の更新工事などに伴う委託料、工事請負費などの減によるものです。

以上、令和5年度城里町水道事業会計補正予算（第4号）の概要につきましてご説明申し上げます。詳細につきましては、4ページから10ページの補正予算実施計画、補正予算実施計画明細書、補正予算給与費明細書をご覧くださいと存じます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（阿久津則男君） これより議案第19号に対するご質問をお受けいたします。

8番、藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） 毎度毎度なんですけど申し訳ありません。この減額なんですけど、何でこんなに5,500万、それから収益的支出の受託工事費も3,900万、何でこんなに多くの金額が減額になるんでしょうか。利用者、利用数というか、収益がそれだけ減っているというのはよく分かるんですけども、ただ予算の立て方がこんなに5,500万も3,900万も減額しなければならないほどの予算を立てなければならない理由って何なんですか、お聞きいたします。

○議長（阿久津則男君） 水道課長、江幡守仁君。

○水道課長（江幡守仁君） ご質問にお答えいたします。

ご指摘いただきました減額の幅ですが、確かに5,000万を超える減額になってございます。主な要因といたしましては、細かい部分、先ほど説明させていただいたとおりなんですけれども、主なものとしては電気料金である動力費の部分、それから受託工事費が大きな減少の要因となってございます。この受託工事費につきましては、他課の事業、例えば道路の整備ですとか、あるいは下水道工事などに伴って、水道管の移設が発生した場合に行う工事に関する費用になってございまして、こちらが当初の予定ほど、予算の立てた段階での見積りほどには発生しなかったということで、最終的に減額をしているものでございますが、この受託工事につきましては、費用を見込んだ分だけ、その受注した他課のほうからの予算を補助金としていただく形を取っていますので、最終的には減額になるんですけれども、収益の構造自体に大きな影響を与えないような予算のものとなってございます。

また、電気料金につきましては、動力費、昨年度の高騰のときに、その高騰した金額をベースに組み立てていたものですから、今回これだけ削減の幅が出ているということになります。

○議長（阿久津則男君） 8番、藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） ありがとうございます。

電気料金などは確かに多く見積もって、実際に開けてみたら少なかったというようなことは分かりました。ただ受託工事、これね、いろいろ他課のその工事とのつながりでどうしても出てしまうというようなことであれば、実際に本当にこれがやれる工事だったのかどうなのかというようなところできちんと確認をした上で予算計上をしてもいいのではないかなと。こんなに減額するような金額を出しておいて、予算は100億です、105億ですというようなその予算の立て方が非常に住民に負担かかるようなそういうような思いで私は思っています。

ですので、予算組むときにはきちんと、これはこのところでやるというような、本当にこれは工事できるのかとそういうようなことも含めながら、きちんとやっていただければいいのかなと思っています。

それでなくても、工事にはお金かかっていますので。

はい、以上です。いいです。答弁しようがないでしょう。

○議長（阿久津則男君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿久津則男君） 次に、議案第20号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

○議長（阿久津則男君） 下水道課長、園部 繁君。

○下水道課長（園部 繁君） それでは、議案第20号 令和5年度城里町下水道事業会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

議案書 1 ページをご覧ください。

第 1 条は総則ですので、第 2 条の収益的収入及び支出からご説明いたします。

第 2 条令和 5 年度下水道事業会計補正予算（第 3 号）の第 2 条に定めました収益的収入及び収益的支出の予定額を補正するものです。収入・支出既決予定額からそれぞれ 588 万 7,000 円を減額いたしまして、予定額を 10 億 2,856 万 7,000 円とするものです。

収入につきましては、1 款下水道事業収益、1 項営業収益の既決予定額に 759 万 2,000 円を追加し、2 項営業外収益の既決予定額から 1,347 万 9,000 円を減額するものです。

1 項営業収益では、1 目下水道使用料の増によるものです。同じく 2 項営業外収益では、2 目他会計補助金 1,452 万 9,000 円を減額し、4 目長期前受金戻入 105 万円を追加するものです。

支出につきましては、1 款下水道事業費用、1 項営業費用 719 万 4,000 円の減額であります。主なものは事業費確定等による管渠費、処理場費の委託料、処理場費の動力費、総係費の人件費、流域下水道維持管理負担金の減額であります。また、減価償却費並びに資産減耗費を追加するものです。同じく 2 項営業外費用 130 万 7,000 円の追加でございますが、企業債利息の増によるものです。

続きまして、2 ページをご覧ください。

第 3 条当初予算第 4 条に定めました資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 3 億 114 万 3,000 円を 2 億 7,657 万 4,000 円に改めまして、資本的収入及び支出の予定額を補正するものです。

収入につきましては、1 款資本的収入の既決予定額から 3,625 万 2,000 円を減額いたしまして、予定額を 5 億 2,058 万 7,000 円とするものです。

内容につきましては、1 項企業債 1,470 万円、2 項補助金 2,573 万円の減額であります。事業費確定及び事業費見込額の減により、企業債及び国庫補助金を減額するものです。また、3 項負担金 309 万 8,000 円、4 項分担金 108 万円の追加であります。公共下水道の受益者負担金及び農業集落排水の受益者分担金の増によるものです。

支出につきましては、1 款資本的支出の既決予定額から 6,082 万 1,000 円を減額いたしまして、予定額を 7 億 9,716 万 1,000 円とするものです。

内容につきましては、1 款建設改良費 6,082 万 1,000 円の減額であります。事業費確定及び事業見込額の減により、管渠整備事業費、管渠改良事業費、処理場改良事業費及び資産購入費の減によるものです。

続きまして、3 ページをご覧ください。

第 4 条企業債でございます。

当初予算第 5 条に定めました企業債の限度額を補正するものです。企業債限度額の既決予定額 1 億 3,090 万円から 1,470 万円を減額し 1 億 1,620 万円とするものです。

詳細につきましては、4 ページから 14 ページの令和 5 年度下水道事業会計補正予算（第

4号)に関する説明書の補正予算実施計画、実施計画説明書、給与費明細書をご覧くださいと存じます。

以上、令和5年度城里町下水道事業会計補正予算(第4号)につきましてご説明させていただきました。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(阿久津則男君) これより議案第20号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長(阿久津則男君) 次に、議案書21号からが議案第26号は、新年度予算になります。午前中も申し上げましたが、自己の所属する委員会の所管分については質問できないことになっておりますが、今回、委員の改選があるため制限はいたしません。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第21号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

財務課長、雨宮忠芳君。

○財務課長(雨宮忠芳君) 議案第21号 令和6年度城里町一般会計予算書についてご説明いたします。

1ページをご覧ください。

第1条一般会計予算の総額は歳入歳出それぞれ108億3,600万円とするものです。

第2条地方債につきましては、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法をお示しするものです。

第3条一時借入金、借入れの最高額を5億円とするものです。

第4条歳出予算の流用は、各項に計上した人件費の予算額に過不足を生じた場合、同一款内でこれらの経費の各項の間の流用ができるものとするものです。

2ページをご覧ください。

第1表歳入歳出予算であります。

まず歳入であります。

1款町税、1項町民税8億439万1,000円ありますが、個人、法人、町民税の現年課税分、滞納繰越分を見込んでおります。2項固定資産税9億8,985万7,000円ありますが、現年課税分、滞納繰越分及び国有資産等所在市町村交付金の現年課税分を見込んでおります。3項軽自動車税8,572万6,000円ありますが、現年課税分、滞納繰越分、環境性能割現年課税分を見込んでおります。4項町たばこ税1億2,855万7,000円ありますが、現年課税分を見込んでおります。5項入湯税2,750万1,000円ありますが、現年課税分を見込んでおります。

2款地方譲与税、1項地方揮発油譲与税3,590万円ありますが、ガソリンに係る国税の一部で市町村に譲与される額を見込んでおります。2項自動車重量譲与税1億490万円ありますが、重量税に係る国税の一部で、市町村に譲与される額を見込んでおります。

3 項森林環境譲与税1,304万2,000円ではありますが、森林整備等に必要な地方財源を確保する観点から、市町村に譲与される額を見込んでおります。

3 款利子割交付金、1 項利子割交付金70万円ではありますが、預金などの利子に課税される県税の一部で、市町村に交付される額を見込んでおります。

4 款配当割交付金、1 項配当割交付金940万円ではありますが、上場株式等の配当などに課税される県税の一部で、市町村に交付される額を見込んでおります。

5 款株式等譲渡所得割交付金、1 項株式等譲渡割交付金1,110万円ではありますが、株式等の譲与益に対する県税の一部で、市町村に交付される額を見込んでおります。

6 款法人事業税交付金、1 項法人事業税交付金2,670万円ではありますが、法人事業税の一部を県が市町村に対し交付する額を見込んでおります。

7 款地方消費税交付金、1 項地方消費税交付金3億8,510万円ではありますが、消費税の一部を財源として、県から市町村に交付される額を見込んでおります。

8 款ゴルフ場利用税交付金、1 項ゴルフ場利用税交付金6,140万円ではありますが、県が徴収したゴルフ場利用税の一部で、所在市町村に交付する額を見込んでおります。

9 款環境性能割交付金、1 項環境性能割交付金1,220万円ではありますが、県が徴収した自動車税環境性能割収入額の一部で、所在市町村に交付される額を見込んでおります。

10 款国有提供施設等所在市町村助成交付金、1 項国有提供施設等所在市町村助成交付金85万円ではありますが、七会地区の自衛隊施設爆破訓練場の固定資産税に相当する額を見込んでおります。

11 款地方特例交付金、1 項地方特例交付金1,130万円ではありますが、国の減税措置に伴う地方税の減収の一部として補填される額を見込んでおります。

12 款地方交付税、1 項地方交付税37億7,300万円ではありますが、標準的な行政を行うために一定の基準により普通交付税36億2,300万円、特別交付税1億5,000万円を見込んでおります。

13 款交通安全対策特別交付金、1 項交通安全対策特別交付金210万円ではありますが、道路交通法に定める反則金を原資に、道路交通安全施設経費への充当財源として交付される額を見込んでおります。

14 款分担金及び負担金、1 項負担金633万4,000円ではありますが、民生費負担金で高齢者福祉費負担金、保育料負担金等を見込んでおります。

15 款使用料及び手数料、1 項使用料7,982万4,000円ではありますが、主なものは総務使用料の光ファイバー芯線使用料、土木使用料の町営住宅使用料を見込んでおります。2 項手数料4,934万8,000円ではありますが、主なものは総務費国庫補助金のデジタル基盤改革支援補助金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、衛生手数料のごみ処理及び指定袋手数料を見込んでおります。

16 款国庫支出金、1 項国庫負担金6億887万円ではありますが、民生費国庫負担金で主な

ものは、児童福祉費負担金と障害者福祉費負担金を見込んでおります。2項国庫補助金2億5,877万8,000円ではありますが、主なものは民生費国庫補助金の子ども・子育て支援交付金、土木費国庫補助金の道路メンテナンス事業補助及び社会資本整備総合交付金、教育費国庫補助金の学校施設環境改善交付金を見込んでおります。3項委託金365万4,000円ではありますが、主なものは民生費委託金で基礎年金等事務費交付金等を見込んでおります。

17款県支出金、1項県負担金3億4,741万8,000円ではありますが、主なものは障害者福祉費負担金、児童福祉費負担金を見込んでおります。2項県補助金1億8,747万8,000円ではありますが、主なものは医療福祉費、児童福祉費、農業振興費補助金で、各種補助金等を見込んでおります。3項委託金3,757万5,000円ではありますが、主なものは総務費委託金で、個人県民税徴収取扱費等を見込んでおります。

18款財産収入、1項財産運用収入461万円ではありますが、主なものは不動産貸付収入を見込んでおります。2項財産売払収入20万2,000円ではありますが、物品売払収入を見込んでおります。

19款寄附金、1項寄附金1億5万2,000円ではありますが、主なものはふるさと応援寄附金を見込んでおります。

20款繰入金、1項特別会計繰入金1,000円ではありますが科目設定のみであります。2項基金繰入金9億1,423万円ではありますが、各種事業推進の財源確保のため、基金繰入金を見込んでおります。

21款繰越金、1項繰越金1億円を見込んでおります。

22款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料400万2,000円ではありますが、主なものは町税延滞金を見込んでおります。2項預金利子1万7,000円を見込んでおります。3項貸付金元利収入472万1,000円ではありますが、主なものは自治金融融資預託金回収金等を見込んでおります。4項受託事業収入36万5,000円ではありますが、農業者年金受託事務費を見込んでおります。5項雑入1億2,639万7,000円ではありますが、主なものは場外車券場売場交付金、消防団員退職報償金、学校給食費等を見込んでおります。

23款町債、1項町債15億1,840万円ではありますが、主なものは総務債で、合併特例事業債、過疎対策事業債、公共施設等適正管理推進事業債、土木債で、緊急自然災害防止対策事業債等を見込んでおります。

続きまして、歳出であります。

1款議会費、1項議会費1億1,121万5,000円ではありますが、人件費及び物件費等を見込んでおります。

2款総務費、1項総務管理費ではありますが、13億3,722万4,000円ではありますが、主なものは人件費、委託料等の物件費、土地賃借料、公共施設整備基金積立金、各種負担金補助金、町民センター指定管理料、ふるさと応援関連費等を見込んでおります。2項徴税費、1億4,301万円ではありますが、主なものは人件費、電算業務委託料等を見込んでおります。

3 項戸籍住民基本台帳費7,217万1,000円ではありますが、主なものは人件費、システム委託料及び使用料等を見込んでおります。4 項選挙費172万5,000円ではありますが、選挙システム使用料等を見込んでおります。5 項統計調査費491万7,000円ではありますが、統計調査員報酬等を見込んでおります。6 項監査委員費43万2,000円ではありますが、委員報酬等を見込んでおります。

3 款民生費、1 項社会福祉費18億26万円ではありますが、主なものは人件費、団体等への補助金、国民健康保険及び介護保険特別会計繰出金、扶助費、後期高齢者医療給付費負担金及び繰出金等を見込んでおります。2 項児童福祉費11億4,851万4,000円ではありますが、主なものは人件費、工事請負費、施設型給付費、児童手当等の扶助費、各種補助金等を見込んでおります。

4 款衛生費、1 項保健衛生費 3 億419万5,000円ではありますが、人件費、予防接種等の委託料、国民健康保険特別会計（施設勘定）繰出金等を見込んでおります。2 項清掃費 2 億9,603万2,000円ではありますが、主なものは人件費、塵芥処理委託料等の物件費等を見込んでおります。3 項上水道費 1 億2,351万1,000円ではありますが、水道事業会計補助金を見込んでおります。4 項下水道費445万5,000円ではありますが、主なものは合併処理浄化槽設置補助金等を見込んでおります。

5 款農林水産業費、1 項農業費 5 億6,708万6,000円ではありますが、主なものは人件費、各種負担金補助金、下水道事業会計補助金及び出資金等を見込んでおります。2 項林業費 1,462万9,000円ではありますが、主なものは森林環境譲与税基金積立金等を見込んでおります。

6 款商工費、1 項商工費 6 億9,493万8,000円ではありますが、主なものは人件費、指定管理料等の委託費、工事請負費、用地購入費及び移転補償費等を見込んでおります。

7 款土木費、1 項土木管理費9,500万1,000円ではありますが、主なものは人件費、道路台帳補正委託を見込んでおります。2 項道路橋梁費 8 億5,408万4,000円ではありますが、主なものは道路維持新設改良費及び橋梁維持費の委託料、工事請負費及び補償費等を見込んでおります。3 項河川費 1 億1,283万1,000円ではありますが、河川改修委託費及び工事請負費を見込んでおります。4 項都市計画費 6 億389万5,000円ではありますが、主なものは人件費、下水道事業会計補助金及び出資金等を見込んでおります。5 項住宅費 1 億5,289万3,000円ではありますが、主なものは人件費、町営住宅修繕委託、公営住宅建設工事費等を見込んでおります。

8 款消防費、1 項消防費 4 億8,422万2,000円ではありますが、主なものは人件費、水戸市への消防事務負担金等を見込んでおります。

9 款教育費、1 項教育総務費 2 億2,475万8,000円ではありますが、主に人件費及び各種負担金補助金等を見込んでおります。2 項小学校費 2 億6,469万7,000円ではありますが、主なものは人件費、バス運行委託料等の物件費、各小学校工事費等を見込んでおります。3 項

中学校費 1 億 58 万 1,000 円ではありますが、主なものは人件費、各種委託料、使用料及び賃借料等を見込んでおります。4 項社会教育費 2 億 7,350 万 6,000 円ではありますが、主なものは人件費、公民館及びコミュニティーセンターの委託費及び工事請負費、ふれあいの船事業の補助金等を見込んでおります。5 項保健体育費 2 億 3,359 万 4,000 円ではありますが、主なものは人件費、体育施設工事請負費、給食センター材料費等を見込んでおります。

10 款災害復旧費、1 項農林水産業施設災害復旧費ではありますが、科目設定のみになります。2 項公共土木施設災害復旧費ではありますが科目設定のみになります。

11 款公債費、1 項公債費 8 億 161 万 8,000 円ではありますが、償還金の元利利子と一時借入金の利子を見込んでおります。

12 款予備費、1 項予備費 1,000 万円を見込んでおります。

第 2 表地方債ではありますが、起債の目的、限度額を見込んでお示しするものです。

以上、議案第 21 号 令和 6 年度城里町一般会計予算の説明になりますが、詳細につきましては、9 ページから 119 ページの事項別明細書、給与費明細書、債務負担行為に関する調書、地方債に関する調書をご覧いただきたいと存じます。ご審議くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（阿久津則男君） はい、ありがとうございます。

ここで、ちょっと、今、画面が勝手に動いたと思うんですよ、恐らく。その原因というか、ちょっと局長のほうから説明させますので。

○議会事務局長（興野友宣君） すみません。

画面が勝手に動いてしまった原因といたしましては、タブレットの右下のほうに参加というところがあって、発表者というボタンがあるんです。それを間違って押してしまうと、自分で動かしたところが全員のタブレットに映ってしまいます。

大変申し訳ないのですが、執行部で説明しているときは、発表者のボタンは押さないでいただければと思います。よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（阿久津則男君） これは、議員のほうも執行部のほうも、別に犯人捜しはしませんけれども、押さないようにしてください。執行部が説明しているときは、その発表者ボタンは押さないということをお願いしたいと思います。

まあ、今日は全員協議会ですから、一つの勉強ですからいいと思うんですが、本定例会ではやらないようにしていただきたいと思います。

〔発言する者あり〕

○議長（阿久津則男君） これも勉強の一つですから、よろしくお願いします。

それでは、これより議案第 21 号に対するご質問をお受けいたします。

11 番、関 誠一郎君。

○11 番（関 誠一郎君） 発表している間に発表を押して明細がよく見えました。でも、

やっぱりこれも議員の中でこの詳細を見ておくことが大事であって、課長の説明が終わってから、じゃ、それ明細見ようとしたら、なかなか質問もできないわけですよ。

まず、何点か質問をさせていただきます。

歳出の33ページ、5目備品購入で770万7,000円が予算計上をしてありますが、これどこ
の課の何の車を買うんですか。これ財務課か。

○議長（阿久津則男君） 財務課長、雨宮忠芳君。

○財務課長（雨宮忠芳君） すみません。お待たせしました。

公用車の購入事業として、備品購入、車2台ということで普通乗用車1台、軽自動車1
台ということで、町長車と教育委員会の軽自動車を予定しています。

○議長（阿久津則男君） 11番、関 誠一郎君。

○11番（関 誠一郎君） 町長車、これ何を買うの。それと同時に、3回しかできない
から、まだ聞きたいんですけども、34ページの公用車車庫改修工事172万が入っていま
す。

それと36ページの7目企画費、14節工事請負費638万、解体跡地整備という形があるの
は、これどこなのか。3点お願いします。

○議長（阿久津則男君） 総務課長、増井栄一君。

○総務課長（増井栄一君） ただいまの町長車の車庫の工事というようなご質問なんです
が、こちらは電気自動車購入に当たる電気充電機器用設備というようなことになります。

○議長（阿久津則男君） 財務課長、雨宮忠芳君。

○財務課長（雨宮忠芳君） プリウスでございます。

○議長（阿久津則男君） まち戦課長、小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） ちょっとお時間いただきたいと思います。すみま
せん。

○11番（関 誠一郎君） じゃ、3回目ですけども、私が議長車を買ったんですよ。
公用車を買うときは20年を経過しないと買えないという規定の中で、20年間使用して買い
換えたんですよ。今の町長車、何年、10年か11年でしょう。何で換えなくちゃならないの。
この辺、矛盾していますよ。

再度、答弁をお願いします。

町長が無理して買えって言ったの、これ。

○町長（上遠野 修君） 私は買わなくていいって言ったんですけどもね。

○11番（関 誠一郎君） ほんじゃ、買わなくていいなら、これ削除しろよ。削除しろ
よ、買わなくていいって言っているんだから。20年という決まりは何なのじゃ。財政課長、
答弁。

○議長（阿久津則男君） 財務課長、雨宮忠芳君。

○財務課長（雨宮忠芳君） そうですね。町長車は十二、三年目になる予定です。

担当課のほうから傷みも激しいのでということで、新しいのを入れて、違うところでそれを回すということで、購入見積りをいただきました。

○11番（関 誠一郎君） 財政が苦しいというか、町長が後ろバンパーぶついたり、いろいろしているからじゃないの。バンパーがきれいに直っているわ、この間、県へ一緒に行ったとき。整備にもお金かかっているんだよ。それを買って換える。とんでもない話ですよ。ほかの課だって、まだ古い車を乗っている課もあるんですよ。

町長、買わなくていいっていうんだから、削除して、これ。

○議長（阿久津則男君） 町長、答弁。

町長、上遠野修君。

○町長（上遠野 修君） 今使っているプリウス、3代前のプリウスなんですけれども、それは捨てるわけじゃなくて、ほかの課で使えるということですし、私から欲しいと言ったわけじゃないんですけれども、査定でこれ、もう3代、4代前のプリウスで古いから、そろそろ新しいのにして、今のプリウスはほかの課で使えばいいからということで説明を受けたので、無理して査定で落としはしなかったんですけれども。確かにいろんなところで公用車行くと、うちのプリウスがやっぱり断トツで古いと思いますので。

そうですね。ガソリン車と違ってバッテリー車はちょっとバッテリー積んでいるハイブリッドカーは充電過ぎてくると、さすがにちょっとガソリン車よりも性能が落ちてきますので、そういったこともあって査定では無理して落とさなかったんですけれども、そんなところです。

○11番（関 誠一郎君） 古くたって、新しくたって、行って仕事をするんだから、車が仕事をするんじゃないから。やっぱり規定にのっとって交換してくださいよ。議長車20年で我慢したんだから。駄目だよ、こんな無駄金使っちゃ。

以上、ありがとうございます。

○議長（阿久津則男君） じゃ、答弁漏れは後でということで。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） すみません。

○議長（阿久津則男君） はい。ほかにございませんか。

ありませんか。

8番、藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） 今の関連質問ですけれども、電気自動車購入、もししたときに、今、何か電気工事って言いましたよね。電気自動車の充電の施設みたいなのは造るんですか、町に。

○議長（阿久津則男君） 総務課長、増井栄一君。

○総務課長（増井栄一君） ただいま、さきに答弁した充電器スタンドのものについては、町長車を購入して電気自動車に更新した場合の車庫の電気スタンドの充電スタンドになります。

以上でございます。

○8番（藤咲芙美子君）　じゃ、買わなければ造らないと。

○議長（阿久津則男君）　総務課長、増井栄一君。

○総務課長（増井栄一君）　購入を取りやめるといようなことになれば、スタンドの設置は必要ないということになります。

○議長（阿久津則男君）　8番、藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君）　何でこういう無駄なことをやるんですか。以前、電気の充電スタンドは、あれは外してしまったんですよね、使わないからって。年数が過ぎたからということで除去したんですよね、わざわざ造っていたものを。それをまた電気自動車つくるからって、町長のために。またどこに設置、それ町長だけの設置になるんですかね。それとも、町民のための設置になるような形になるんですかね。何なんですかね。ちょっと答弁をお願いします。

○議長（阿久津則男君）　総務課長、増井栄一君。

○総務課長（増井栄一君）　当初予定しておりましたのが、公用車の車庫というようなことですので、ほぼその車庫に使う、車庫に格納する車両の電気スタンドになる予定です。なかなか公用車の車庫ですので、一般の方の充電可能ではありますが難しいかと考えます。

以上です。

○議長（阿久津則男君）　はい。ほかにございませんか。

○8番（藤咲芙美子君）　3回言っていない。まだ2回です。

○議長（阿久津則男君）　はい。2回。

8番、藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君）　別な質問なんですけれども、74ページの観光施設費で委託料、これ指定管理料が5,800円入っていて、使用料、それから1,800万入っていますね。これで、これって指定管理料だけですか。何か、この指定管理料の1,884万というのはどこの、5,800万というのはホロルの指定管理料ですよ。使用料が何でこんな1,800万も入るのかな。ちょっとこれ、よく分からないんですけれども、ここだけちょっとお願いいたします。

○議長（阿久津則男君）　まち戦課長。

○まちづくり戦略課長（小林克成君）　すみません。

○議長（阿久津則男君）　別のほう、やっていた。

○まちづくり戦略課長（小林克成君）　すみません。申し訳ないです。今、関さんの質問でちょっと頭こんがらがっていたもんですから、すみません。申し訳ない。もう一度、すみません、お願いできますか。すみません。

すみません。ちょっとお時間ください。すみません。

○議長（阿久津則男君）　では、3回目の。

ほかにございせんか。進めます。

6 番、加藤木直君。

○6 番（加藤木 直君） まず、歳入の中の入湯税について。入湯税2,705万1,000円なんですけれども、たしかゴルフ場とホロルの湯2か所だと思うんですね。この前年度の、この詳細ですね、分け方、これを教えてください。

それと2款の地方譲与税の中の3項森林環境譲与税というのがございますね。これは今年度から始まる1人1,000円という森林環境税とは違うのかな。それとは違うのかな。ちょっとこの辺のところも教えていただいてもよろしいですか。

それと、9款の環境性能割交付金、これもあまり聞き慣れない交付金なんですけれども、1,200万なんですけれども、この内容についてもお伺いしたいと思います。

歳入は以上。

それから歳出のほうなんですけれども、まちづくり戦略課、課長、大丈夫か。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 大丈夫です。メモ取ります。

○6 番（加藤木 直君） デマンド交通システムの運行事業というのがありますよね。ここに2,500万円ほどの事業費あるんですけれども、これ社会福祉協議会のほうに委託している事業だと思うんですけども、よく委託事業の中で牛久だったか龍ヶ崎だったか、ちょっと新聞で出て消費税の問題が出ましたけれども、これは問題ないのかどうかですね。

ほかに社会福祉協議会に委託している事業の中で、いろんな障害者の支援相談とか、そういったものはあると思うんですけれども、そういったものの消費税を納める、納めないの部分については、今いろいろ問題になっている部分がありますので、こういったところはどういうふうに対応されているのか、ちょっとお伺いをしたいと。これがまず1点。

それから、七会町民センターの施設管理運営事業ということで、七会の町民センターのバーベキュー場がございますけれども、そこの管理運営、これ指定管理をしておりますけれども、ここに2,400万弱の事業費が使われているということで、毎年2,000万以上なんですけれどもね。これのこういった経費の内訳で、このバーベキュー場のこの管理って、何に幾らぐらいかかるので、この2,400万円弱が必要なのかと。

それと、毎回言っていますけれども、あそこの事業収益は、昨年度も数百万までは行かなかった、数十万かなというふうだと思うんですけれども。それぐらいの収益しかないのにもかかわらず、これを指定管理してやらなければならないのかなというふうに素朴に思っております。これについても、ちょっと中身をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（阿久津則男君） 以上ですか。

○6 番（加藤木 直君） まだあります。

それから、同じくまちづくり戦略課なんですけれども、ふれあいの里の経費の中で、いろいろキャビン等が壊れているということで、そういったものを撤去したりですね、それから実施設計を行ったり、それから浄化槽等も、単独浄化槽とか撤去するのかな。こうい

ったもので4,000万近くということで、こういったもので4,000万前後のお金が今回上がっているんですけれども。

例えば、ふれあいの里の工事費とか何かが幾ら以上のものは町のほうで出すとかという決まりは、これ、なかったのかな。何かあるような気がするんですけれども。これについてもあれば、ちょっとお伺いしたいなというふうに思います。

それから、先ほども課長のほうから、ホロルの湯の長寿命化改修事業というものを行うということで3,700万、これは来年やるのかな、実施設計で3,700万強が委託料として計上されていますけれども、実際に大きな改修部分というのはどの部分をするのかというのもちょっとお伺いしたいなというふうに思います。

それから、健康増進施設事業ということで1,884万円、これはホロルの湯の利用者の、これ何ていうのかな、ちょっと待って。利用者の増加やリピーターの獲得を促進するために、利用券の差額分を負担するというのは、これは広報紙のやつですよ。そうですよね。

これ1,884万円計上されておりますけれども、これ単に1日にすると350人分なんですけれども、大体そのぐらいになるんですけども。

そうすると、実際には350人町民が使って、そのほかで他市町から来る方がという、もう500人以上、七、八百人、1日入ることになると、もう膨大なかなりの人数になるんですけれども。これ前年の1,200万程度ですね、令和4年1,200万、こういったものについても、実際にこれ、その券を本当に使われているのか、確認されているのかどうか、ちょっとお伺いをしたいなというふうに思います。

もう一点、よろしいですか。

総務課です。防災時のこれは職員用作業服購入ということなんですけれども、これはこの防災服で270万だけども、これ職員全員ですか。これ何名分なのか、ちょっとお伺いします。これ消防ではないよね。ちょっとその辺のところお聞かせいただきたいと思います。

ちょっと1回目、この程度とします。

○議長（阿久津則男君）　じゃ、答弁できる課長から先に。

財務課長、雨宮忠芳君。

○財務課長（雨宮忠芳君）　まず、自動車税環境性能割交付金の関係ですが、昔でいう自動車取得税に代わるもので、令和元年10月1日に廃止された関係で代わって、それが導入されました。車を購入したときに新車・中古車を買ったときに、県に納める税額から算出されて、こちらに交付されるものでございます。

もう一つ、森林環境譲与税の件ですが、それはおっしゃるとおり1,000円分のものでございます。今年から。

○議長（阿久津則男君）　税務課長、佐藤　宰君。

○税務課長（佐藤　宰君）　ご質問にお答えいたします。

入湯税の令和6年度予算分と前年度分の比較ですけれども、昨年ですと、コロナリスクが削減されたということで、5類にもなったというのを踏まえまして、実績でもその令和4年中の入湯者が14万5,000人ほどいらっしゃいますけれども、実績ベースで伸びているというのを踏まえまして、今回、歳入のほうを上げさせていただいた、増額させていただいたということでございます。

以上でございます。

○議長（阿久津則男君） まち戦課長、小林克成君。

答弁漏れか。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 関議員さんの答弁、一番最後にさせていただいて、すみません、申し訳ないです。

加藤木議員それと藤咲議員から同じ質問をいただきました。ちょっと順が不同になりますけれどもお願いしたいと思います。

使用料手数料の話がありました。一千八百何万の話はやはり先ほど加藤木議員が申されたように、主に広報紙の後ろの町の持ち出し分、それといろいろ細かいのはあるんですけれども、大きなものとしては、あとキャンプ場で利用した方がお風呂に入るところですね。そういうのもまとめて、1枚1枚、うちのほうで毎月毎月証票が上がってきまして100枚200枚の束になるんですが、それをちゃんとうちのほうでも確認をしてお支払いをしているところです。

ちなみに、令和4年度の実績でいきますと1,262万4,000円、令和5年度の見込み、今年はかなり多くて1,800万程度になるのかなというふうに思っていますので。それと同額で今回予算も入れさせていただいたわけでございます。

それと、ホロルの湯の修繕箇所はどこなのかということでございましたけれども、ホロルは屋上防水が終わりましたので、それ以外の部分でお風呂ですとか、あと厨房ですとか、その他、外壁ですとか、外壁も相当二十何年たっていますので、外壁も一緒に塗りたいというようなこともあります。あとは配管関係ももう20年たっているとなかなかその水漏れとかそういうものもありますので、その辺のところも修繕したいと。

あと午前中答弁いたしましたけれども、プールですね、プールのタイル張りがあるんですが、その辺のところも凸凹してきたというようなことで、その辺全体、建物全体、屋上防水を除いた建物全体を長寿命化で、今見直して危険箇所をそれぞれ洗い出しているところということでご理解をいただきたいと思います。

ふれあいの里の町で修繕する金額は下限というのは決まっているのかというお話でした。10万円以上は町で行うというようなことで決め事がございます。町民センターの指定管理料ということで、これは主にグラウンド、アツマーレのグラウンドが主なものでして、実際バーベキューのほうの費用としましては、1名の人件費と、それとのり面なんかの除草工事があるんですね、除草作業が。その分が主でして、ほぼほぼグラウンドの整備費用と

いうか、グラウンドの指定管理料ということでご理解をいただきたいと思います。

デマンド交通2,500万円、社会福祉協議会のほうに払っているということで、私も新聞記事のほうを見ました。そのほか、町の新聞記事の中には、その健康保険課とかそういうところでもあるのかなとなんていう記事も載っていましたので、それは気にして読んでございますが、社会福祉協議会のほうにはまだ確認はしていませんけれども、ここに理事長もおりますけれども、今のところ騒ぎにはなっていないので問題ないのかなと思いますが、これは確認はしておきます。

よろしいでしょうか。すみません。

○議長（阿久津則男君） 総務課長、増井栄一君。

○総務課長（増井栄一君） 主要事務事業の65番防災時職員の作業服の件でございますが、こちらについて全員分なのかというご質問でございました。職員全員分でございます。合併して、城里町というような名称の背中に入った作業着を着用しておりましたけれども、近年の伸縮性のある素材が普及したことによりまして、そういった素材を使ったものに更新するものでございます。

以上です。

○福祉こども課長（飯村正則君） すみません。先ほど社協に対する障害福祉サービスの消費税、インボイスの関係どうなっているのかというようなご質問でございました。

昨年の秋に社協と打合せはやった記憶はあるんですけれども、詳細についてちょっと資料もありませんし、ちょっと後ほどご説明したいと思います。よろしくお願いします。申し訳ございません。

○議長（阿久津則男君） 6番、加藤木直君。

○6番（加藤木 直君） ありがとうございます。

歳入の中で、税務課長、あのゴルフ場からのやつって幾らぐらい入っていますか。

○議長（阿久津則男君） 2回目それだけでいいんですか。

○6番（加藤木 直君） 違う、もっとあります。それちょっと見ておいってください。

それと、まち戦課長、デマンド関係の消費税のやつは問題ないんでしょうから。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 後日、確認します。

○6番（加藤木 直君） ほかに、飯村課長のほうも、何か委託事業ありますよね。こういったものもよく確認をしていただいて、問題が出てから言うよりも、出ないうちに言っちゃったほうが、もしあるときはね、いいと思うんですよ。ですから、その辺の確認もお願いしたいなというふうに思います。

それと、町民センターのバーベキュー場、ここにバーベキュー場って書いてあったの、よく考えたら、奥野谷浜に前お願いしていたあれですね。分かりました。

それと、ふれあいの里については10万円以上のものについては、町のほうでやるということ。

それと、これ実際に、何ですか、広報紙に載っている利用券、これを使っているのが実際にそのぐらいの金額があるということ。実際にそうすると、1日町民で300人以上来ているということになると。でもふれあいに来ていたって、たかが知れているでしょう、ふれあいに来ているのは。ふれあいを使っているのはね。だから、こんなにいるのかなというふうには思うんですけども。ちょっとこの辺のところも課長よく、個人名は書いてないから分からないだろうけれども。

実際にあの広報紙のやつ、町民じゃない人が使っているというような話も聞いたこともあるので、一々、身分証明書とかそういうことをやらないじゃないですか。ですから、その辺のところも、よくちょっと見ておいて、注意していただければなというふうに思います。

防災服については分かりました。これ職員全員分ということで、よく能登なんかで背中に書いてある作業服ですね、はい、分かりました。ありがとうございます。

それと、高齢者運転免許の自主返納支援事業ということで46人分、これ毎回私も質問をするんですけども。これデマンドタクシーの利用券の助成を行うということで、1万2,000円だと思ったんですよね、たしか。この券については1回300円でしたっけ、課長ね。この券はちゃんと、この運転免許自主返納支援事業のほうからもらった券だというような区分けは毎回聞いているんですけども、されているのかどうか、ちょっとお伺いしたいと。まず1点です。

それと、あと健康増進施設の使用料ということで、これは環境センターの建設に関わる確約書に基づき、便益還元を図るということで260万円程度ということなんですけれども。そうすると、260万円を大体、延べ2,472人利用と前年度はね。この二千四、五百人で割ると、1回当たり1,000円なんですけれども、1,000円かからないですよ、普通入りにいって。これがどういう内訳なのかというのをちょっとお伺いしたいなというふうに思います。

取りあえず、この3点お願いします。

○議長（阿久津則男君） 税務課長、佐藤 宰君。

○税務課長（佐藤 宰君） ご質問にお答えいたします。

加藤木議員さん、これ人数、来場者の人数の件ですか。

○6番（加藤木 直君） 人数掛ける150円でしょうから、人数で結構です。

○税務課長（佐藤 宰君） 令和4年度のデータになってしまうんですけども、全体で言いますと14万5,960人でございます。そのうち、ゴルフ場につきましては7,474人でございます。ホロルについては13万8,486人でございます。

○議長（阿久津則男君） 町民課長、加藤孝行君。

○町民課長（加藤孝行君） それでは、議員のご質問にお答えします。

69番、高齢者運転自主返納支援事業の区分けというか、券が分かるようにしてあるのかという話なんですけれども、一応、来年度6年から、ちょっと今まではしてないんですけ

れども、6年からちょっと何か分かるように、1枚1枚にちょっと印というか、スタンプみたいなのを前もって押して配ろうという、今、話はしていて。そうですね、それはそういう話、そういうふうに話しています。

あと、76番の。

○議長（阿久津則男君） 課長、それ番号出せる。

○町民課長（加藤孝行君） これ。ああ、これ。

○議長（阿久津則男君） いや、ちょっと隣の課長でもいいけれども、誰か出せない。出ないそうです。出ている。

ない。いや、なければいいですよ。番号言ったから出るのかなと思った。

いいですよ、進めてください。

○町民課長（加藤孝行君） あ、出ますかね。これだよ。

○議長（阿久津則男君） 課長、進めてください。

○町民課長（加藤孝行君） 76番の健康増進施設使用料の件なんですけれども、内訳なんですけれども、一応、予算ベースでは。

予算ベースの話で、ちょっと入場料が古いやつになっちゃっているんですけれども、1,020円が493人、こっちはちょっと古いのになっているんですけれども、820円が744人、510円が264人、410円が3人、300円が457人。これ予算ベースで、後で実績ベースとか出したほうがいいですかね。

○6番（加藤木 直君） 千幾らとか、五百幾らとか、四百幾らとあって、その分かれているのがちょっとよく分からない。

○町民課長（加藤孝行君） そうですよ。

○6番（加藤木 直君） 何で分かれているんだよ。

○町民課長（加藤孝行君） 時間によって1日入るのと、夕方入るのと、それによって値段が違うので。それでちょっとこの値段設定が古いやつなんですけれども、新しいやつにはなっていないんですけれども。

○6番（加藤木 直君） それ、もう今日はいいよ。ちょっと時間かかっちゃうよね。

○町民課長（加藤孝行君） はい、分かりました。

○6番（加藤木 直君） 後で聞きます。

○議長（阿久津則男君） 答弁漏れなかったですか。ない。

高齢者、免許返納は答弁したんですね。しました。

はい。

○6番（加藤木 直君） それじゃ、3回目になります。

それじゃ、課長、免許返納の件なんですけれども、よろしいですか、もう一回。

これは、1人、たしか1万2,000円だと思ったんですけれども、300円の3、4、40枚だよ。そうすると、デマンド交通のほうに1万2,000円をそのまま支払うと、使っても使

わなくてもね。例えば返納者にその券をあげたら、その分のお金は全額もう実績がなかろうが、もう既に1万2,000円分はお金はデマンド交通のほうにやるということで、前聞いたんですけれども、これは変わらないですか、今年も、そのままやるんですか。

○町民課長（加藤孝行君） はい。今年もその辺は変わらない。

○6番（加藤木 直君） ということは、たんすの中にもう入れちゃって使わなくても、その分は払うということだね。

○町民課長（加藤孝行君） そういう可能性もあります。

○議長（阿久津則男君） それで最後ですか。

○6番（加藤木 直君） もっといきたいんですけれども、最後になる。

○議長（阿久津則男君） じゃ、課長答弁お願いします。

町民課長、加藤孝行君。

○町民課長（加藤孝行君） 議員さんのおっしゃるとおり、確かにそういう可能性はあると思います。

○議長（阿久津則男君） ほかにございませんか。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 議長、まちづくり戦略課長、答弁漏れ。

○議長（阿久津則男君） 答弁漏れね。お願いします。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 先ほど、関議員からご質問ありました跡地整備の600万ですか、あれは何に使うんだというお話でした。

それにつきましては、町のほうで特定空家というものを指定するわけなんですけれども、国の事業で空き家対策の総合支援事業というものがあります。これに該当させて空き家を解体して、町のほうで何かの利用をするというような計画をつくって出しますと、解体の費用にも補助が出る。また町のほうで、そこを跡地利用で利用するにも補助が出るというような仕組みの補助金がございます。特定空家、何とかしようということで、今回、駅前通りのピープルさんの隣の建物がございます。それが関係者ともお話をしまして、取壊しも町のほうで、駐車場として整備しようというようなことで、その費用ということでご理解をいただきたいと思います。

詳しくは事務事業のほうにも載っておりますので、もう少し詳しくは、後で頭整理して説明したいと思いますので、そういうお金でございます。

○議長（阿久津則男君） 11番、関 誠一郎君。

○11番（関 誠一郎君） 今の解体に関して、その下に公有財産購入。それはその土地を買うということですね。それを買うに当たって、坪幾らぐらい、平米幾らぐらいで購入するのか教えていただきたい。

もう一つ、公有財産購入で4,060万というのが、75ページの4,060万という大きな数字が載っていますけれども、これはどこなのかと。それで坪当たり幾らで買うのかということをお教えいただきたいと思います。

○議長（阿久津則男君） まち戦課長、小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） その前段のお話なんですけれども、その常北町の今の跡地を買うお金なんですけど、それは町の買上げ単価ということで、今ここで積算をしているところでございます。

それと四千何百万は何かということでございます。それにつきましては、道の駅関係でございまして、ちょっとすみません。

これも買収費でしたっけ。買収費でよかったんでしたっけ。公有財産でしたっけ。公有財産。

これにつきましても、町の単価で買うというようなことで、約7,000平米あるんですけれども、そういうことで単価としては、町の単価で今現在5,800円となつてございます。

ただ、これにつきましては、今、県のほうで不動産鑑定のほうをにかけていただいています、その辺の結果が3月末に出てきますので、今現在では町の単価の5,800円ということで載せてございます。

○議長（阿久津則男君） 11番。

○11番（関 誠一郎君） この7,000平米というのは、あそこのラーメン屋の跡地、そしてまたセキグチさんというあの工場、テントがありますね、あれの面積なんです、7,000平米って。

○議長（阿久津則男君） まち戦課長、小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 全て今回の計画の中で買う土地でございまして、その1期分としましては建物を建てる、俗にいつもおっしゃっておりますラーメン屋さんのところ、あそこの平地については2名の地権者がおりますけれども、あそこは約4,000平米ということでございます。残りは、それ以外の下の部分になるんですけれども、そういうことでご理解いただきたいと思います。

○議長（阿久津則男君） じゃ、あとは所管でお願いします。

ほかにございませんか。

10番、三村孝信君。

○10番（三村孝信君） 今のまち戦課長の説明なんですけど、これ特定空家に指定されたケースなんだろう、これ、今、取り壊すというのは。

○議長（阿久津則男君） まち戦課長、小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 質問にお答えします。

特定空家は町のほうでその条件に整えば指定をできますので。調査が終わりまして、その2軒を、ピープルの前ともう1か所あるんですけれども、今年度はその2棟を特定空家として指定する予定でございます。

○議長（阿久津則男君） 10番、三村孝信君。

○10番（三村孝信君） そうすると、先ほどその取り壊した後の土地を駐車場として利

用するということなんですか。そうすると、それを取り壊すということになると、これは特定空家として改善命令とか出して従わない場合は、行政代執行を行うわけでしょう。そういう段取りを踏まないといけないわけじゃない。だから、その辺まで行っているんだか、ちょっと教えてほしいな。

○議長（阿久津則男君） まち戦課長、小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 利活用事業の場合には、所有者のほうで取壊ししまして、補助のほうも出ます。特定空家で本当に誰もいないと、もううちのほうで通知しても、誰も応答がないという建物も何軒かございますけれども、そういうものについては代執行と、最終的には代執行という手続で期間も長く取れるんですが。今回の場合はお互いに話し合いが着いていまして、国の補助金を使ってやるということでご理解はいただいております。

以上です。

○議長（阿久津則男君） 10番、三村孝信君。

3回目ですからまとめてください。

○10番（三村孝信君） もちろん、大丈夫ですよ。

分かりました。そうすると、その持ち主と執行部で折り合いがついて、取り壊すには持ち主が、その場合は有利な国の補助があるから、それを使ってはどうかということでもいいわけだね。

まだまだしゃべるんだよ。やめるからとそんな急ぐなよ。

それ、その辺まで言ってもらわないと、ちょっと最初の説明だと代執行かなと思ったのでね。じゃ、代執行にしたら大分早いんじゃないかと、そういう手続を踏んだのかなと思ったので質問したわけですよ。

その取り壊した後の土地の利用について、そこを町が買い上げるというようなことで、その所有者と町が交渉をしているという理解でいいわけだね。

はい。分かりました。どうぞしゃべってください。

○議長（阿久津則男君） まち戦課長、小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） すみません。最後なんで頭がちょっと働かなくて、本当に申し訳ないです。

その地主さんのほうからも要望書のほうをいただいていたしまして、何とかしたいというようなお話がございました。そういうこともいろいろ調整しまして、こういう形になったものですから、今回、予算のほうを上げさせていただきました。

○10番（三村孝信君） はい、分かりました。

○議長（阿久津則男君） まち戦課長、小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） すみません。

あと私の課に直接は関係ないんですが、先ほどの車の購入の件で、町長車を管理してい

ますまちづくり戦略課のほうから、変な話、議事録に残っちゃうのでやめますね。

東京行っても何でも、ちょっと古くてナビなんかもあれだし、そういうのもあって、私のほうから、町長、本当に要らないという話はしていたんですよ、もう前から。もう私としては、二、三年前かな、車を交換したいとは思っていたんですが、そういうことで電気自動車で補助なんかも出るというような話を聞いた中では、今年入れちゃおうということで、私のほうで財務課のほうとも調整をして、12年ということでもまだ残ってはいますけれども。

ちょうど私のところで使っているADバンというバンがあるんですね。私のところで車2台ありまして、そのADバンは合併前から使っていた、平成20年だっけ、もう20年を超えるADバンで、やっとこれも交換してもらえるとというような中で、町長のお下がりではないですけども、その車を使わせてもらえればというふうに思ったものですから、今回、予算のほうは計上させていただきました。

以上です。

○議長（阿久津則男君） ほかにございませんか。

5番、桜井和子君。

○5番（桜井和子君） 主要事業の福祉こども課の150番、在宅育児支援金についてお伺いします。

保育所を利用せず、在宅において保育を行っているということで400、2万円の、800万円の予算がついていますけれども。この実際の子供さんは、在宅保育している子供さんの人数というのは33名ぐらいかと思うんですが、400人になっていますけれども、これ何世帯、世帯数が何軒ぐらいあるのか、お伺いします。

○議長（阿久津則男君） 福祉こども課長、飯村正則君。

○福祉こども課長（飯村正則君） それでは、ご質問のほうにお答えしたいと思います。

高橋議員からも一般質問で同じような質問をいただいておりますので、今ご質問をいただきました人数の世帯ということでございますので、世帯のほう、ちょっとお答えさせていただきます。

9月から毎月平均57名を予定しています。57名掛ける7か月ということで399人なんです。四捨五入しまして400名ちょうどということで予算のほうは計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（阿久津則男君） いいですか。

ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿久津則男君） 次に、議案第22号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

保険課長、富江一也君。

○健康保険課長（富江一也君） それでは、議案第22号 令和6年度城里町国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算書の1ページをご覧ください。

事業勘定予算についてご説明いたします。

第1条であります。

国民健康保険特別会計（事業勘定）の予算総額は歳入歳出それぞれ21億1,605万3,000円とするものです。

第2条は一時借入金の借入の最高額を1億円とするものです。

第3条は歳出予算の流用につきまして、保険給付費に計上した予算額に過不足を生じた場合、同一款内でこれらの経費の各項の間の流用を可能とするものです。

2ページをご覧ください。

第1表歳入歳出予算でございます。

まず歳入です。

1款1項国民健康保険税3億6,325万4,000円でございますが、一般被保険者退職被保険者の国民健康保険税、現年課税分滞納繰越分を見込んでおります。

2款使用料及び手数料、1項手数料2,000円でございますが科目設定のみでございます。

3款国庫支出金、1項国庫補助金1,000円でございますが、こちらについても科目設定のみでございます。災害臨時特例補助金分を見込んでございます。

4款県支出金、1項県補助金16億295万1,000円でございますが、普通交付金、特別交付金、特別調整交付金、県繰入金、特定健康診査等負担金を見込んでおります。2目財政安定化基金交付金でございますが、こちら1,000円でありまして、科目設定のみでございます。

5款財産収入、1項財産運用収入1,000円でございますが、基金積立金利子を見込んでございます。

6款繰入金、1項他会計繰入金1億3,273万5,000円でございますが、一般会計からの保険基盤安定、職員給与費等の繰入金を見込んでございます。2項基金繰入金1,000円でございますが、国民健康保険支払準備基金からの繰入れのための科目設定となっております。

7款1項繰越金1,000万1,000円でございますが、療養費等交付金繰越金、前年度繰越金を見込んでございます。

8款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料502万3,000円でございますが、一般被保険者及び退職被保険者等延滞金加算金の収入を見込んでございます。2項受託事業収入1,000円でございますが、特定健康診査等受託料収入の科目設定のみでございます。3項雑入208万3,000円でございますが、主に一般被保険者第三者納付金及び広域連合委託料を見込んでございます。

続きまして、3ページをご覧ください。

歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費5,643万3,000円でございますが、人件費及び電算処理委託費、システム使用料、国保連合会負担金等を見込んでおります。2 項徴収費554万4,000円でございますが、主に賦課徴収に關します国保税電算処理委託料、税収納システム使用料等を見込んでおります。3 項運営協議会費20万6,000円でございますが、主に国保運営協議会委員報酬及び国保連協会長会負担金を見込んでおります。

2 款保険給付費、1 項療養諸費12億9,344万6,000円でございますが、主に一般被保険者療養給付費、一般被保険者療養費及び審査支払手数料を見込んでおります。2 項高額療養費1 億9,253万円でございますが、主に一般被保険者高額療養費及び高額介護合算療養費を見込んでおります。3 項移送費2,000円でございますが科目設定のみでございます。4 項出産育児諸費600万3,000円でございますが、主に12件分の出産一時金を見込んでおります。5 項葬祭諸費225万円でございますが45件分の葬祭費を見込んでおります。6 項傷病手当金1,000円でございますが科目設定のみでございます。

3 款国民健康保険事業費納付金、1 項医療給付費分 2 億8,887万6,000円でございますが、主に一般被保険者医療給付費分を見込んでおります。2 項後期高齢者支援金等分 1 億3,336万1,000円でございますが、主に一般被保険者後期高齢者支援金を見込んでおります。3 項介護納付金分4,100万6,000円でございますが、介護納付金分を見込んでおります。

4 款 1 項共同事業費拠出金2,000円でございますが、国民年金受給権者リスト作成経費を見込んでおります。

5 款保健事業費、1 項保健事業費517万1,000円でございますが、疾病予防事業費の主に脳ドック・人間ドック、健康教室の委託料等を見込んでおります。2 項特定健康診査等事業費2,836万円でございますが、主に特定健康診査委託料及び特定健康診査データ管理システム負担金等を見込んでおります。

6 款 1 項基金積立金3,781万6,000円でございますが、国民健康保険支払準備基金への積立金を見込んでおります。

4 ページをご覧ください。

7 款 1 項公債費 7 万5,000円でございますが、一時借入金利子を見込んでおります。

8 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金271万8,000円でございますが、一般、退職被保険者等の保険税還付金、還付加算金等を見込んでおります。2 項延滞金1,000円でございますが科目設定のみであります。3 項繰出金1,225万2,000円でございますが、県から交付されます特別調整交付金の施設勘定への繰出金を見込んでおります。

9 款 1 項予備費でございますが1,000万円を計上いたしました。

以上、令和 6 年度城里町国民健康保険特別会計（事業勘定）の予算につきましてご説明させていただきます。

詳細につきましては、5ページから27ページまでの事項別明細書、給与費明細書をご覧くださいと思います。

続きまして、29ページをご覧ください。

国民健康保険特別会計（施設勘定）の予算につきましてご説明申し上げます。

第1条であります。

国民健康保険特別会計（施設勘定）の予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億2,561万7,000円とするものです。

第2条は一時借入金（借入れ）の最高額を5,000万円とするものです。

30ページをご覧ください。

第1表歳入歳出予算であります。

まず歳入です。

1款診療収入、1項外来収入9,103万9,000円ありますが、医科及び歯科の診療報酬及び一部負担金の現年度過年度分収入を見込んでおります。

2項その他の診療収入644万円ありますが、医科歯科の諸検査等収入を見込んでおります。

2款使用料及び手数料、1項使用料14万4,000円ありますが、医師住宅の使用料を見込んでおります。2項手数料27万円ありますが、診断書及び介護保険意見書料を見込んでおります。

3款繰入金、1項他会計繰入金1億2,496万円ありますが、一般会計からの繰入金及び事業勘定よりの特別調整交付金の繰入金を見込んでおります。

4款1項繰越金150万円ありますが、前年度繰越金を見込んでおります。

5款諸収入、1項雑入126万4,000円ありますが、投薬容器、衛生材料費等の売払収入を見込んでおります。

町債につきましては、令和6年度の事業はありませんので廃款となっております。

31ページをご覧ください。

続きまして、歳出であります。

1款総務費、1項施設管理費1億4,012万5,000円ありますが、職員の人件費、施設の維持管理費等を見込んでおります。2項研究・研修費40万円ありますが、医師の研修旅費及び研修負担金等を見込んでおります。

2款1項医業費5,454万5,000円ありますが、医科歯科施設の医薬材料費、各種検査及び歯科技工委託料等を見込んでおります。

3款1項公債費2,954万7,000円ありますが、元金利子の償還と一時借入金の利子を見込んでおります。

4款1項予備費ありますが、前年同額の100万円を計上いたしました。

以上、令和6年度城里町国民健康保険特別会計（施設勘定）の予算につきましてご説明

させていただきました。

詳細につきましては、33ページから47ページまでの事項別明細書、給与費明細書、地方債現在高見込みに関する調書をご覧くださいと思います。

ご審議くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（阿久津則男君） これより議案第22号に対するご質問をお受けいたします。
ございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿久津則男君） それでは、2時間たちますので、換気の入替えと小休をしたいと思いますので、3時10分まで休憩いたします。

暫時休憩いたします。

午後 3時00分休憩

午後 3時11分開議

○議長（阿久津則男君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

なお、13番、鯉渕秀雄君が中座しております。

次に、議案第23号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

保険課長、富江一也君。

○健康保険課長（富江一也君） それでは、議案第23号 令和6年度城里町後期高齢者医療特別会計の予算につきましてご説明申し上げます。

予算書の1ページをご覧ください。

第1条であります。後期高齢者医療特別会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ3億653万9,000円とするものです。

2ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算であります。

まず、歳入です。

1款1項後期高齢者医療保険料2億2,175万9,000円ありますが、保険料の特別徴収、普通徴収の現年度分と滞納繰越分を見込んでおります。

2款使用料及び手数料、1項手数料1,000円ありますが、督促手数料を見込んでおります。

3款繰入金、1項他会計繰入金8,424万4,000円ありますが、一般会計からの保険基盤安定繰入金と事務費繰入金を見込んでおります。

4款1項繰越金1,000円ありますが、前年度繰越金を見込んでおります。

5款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料ありますが、3万2,000円を見込んでおります。

2 項償還金及び還付加算金50万1,000円ではありますが、保険料還付金収入を見込んでおります。

3 項雑入ではありますが、科目設定のみとなります。

3 ページをご覧ください。

続いて、歳出です。

1 款総務費、1 項総務管理費262万9,000円ではありますが、被保険者証の郵送料及び後期高齢者医療システム使用料等を見込んでおります。

2 項徴収費121万7,000円ではありますが、納付書郵送料及び保険料算定処理委託料等を見込んでおります。

2 款1 項後期高齢者医療広域連合納付金3 億166万1,000円ではありますが、後期高齢者医療広域連合への保険料納付金及び保険基盤安定納付金等を見込んでおります。

3 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金53万1,000円ではありますが、保険料還付金及び保険料返納金等を見込んでおります。

2 項繰出金1,000円でございますが、前年度精算金の一般会計への繰り出しを見込んでおります。

4 款1 項予備費ではありますが、50万円を計上いたしました。

以上、令和6 年度城里町後期高齢者医療特別会計予算につきましてご説明させていただきました。詳細につきましては、5 ページから9 ページまでの事項別明細書をご覧くださいと思います。ご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（阿久津則男君） これより議案第23号に対するご質問をお受けいたします。ございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿久津則男君） 次に、議案第24号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

長寿応援課長、稲川弘美君。

○長寿応援課長（稲川弘美君） 議案第24号 令和6 年度城里町介護保険特別会計予算（保険事業勘定）につきましてご説明申し上げます。

1 ページをご覧ください。

第1 条、介護保険特別会計（保険事業勘定）の総額は、歳入歳出それぞれ25億3,055万9,000円とするものです。

第2 条、歳出予算の流用につきまして、保険給付費に計上した予算額に過不足を生じた場合、同一款内でこれらの経費の各項の間の流用を可能とするものです。

2 ページをご覧ください。

第1 表、歳入歳出予算であります。

まず、歳入であります。

1 款保険料、1 項介護保険料 4 億7,916万9,000円ではありますが、第 1 号被保険者の特別徴収、普通徴収保険料の現年度分、滞納繰越分を見込んでおります。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料2,000円ではありますが、総務手数料と督促手数料の過年度分の収入を見込んでおります。

3 款国庫支出金、1 項国庫負担金 4 億2,593万4,000円ではありますが、介護給付費負担金の現年度分、過年度分の収入を見込んでおります。

同じく 2 項国庫補助金 2 億1,419万4,000円ではありますが、介護給付費調整交付金及び地域支援事業交付金の収入を見込んでおります。

4 款 1 項支払基金交付金 6 億5,816万3,000円ではありますが、介護給付費支払基金交付金、地域支援事業交付金の収入を見込んでおります。

5 款県支出金、1 項県負担金 3 億5,394万5,000円ではありますが、介護給付費県負担金収入を見込んでおります。

同じく 2 項県補助金1,251万2,000円ではありますが、地域支援事業交付金収入を見込んでおります。

同じく 3 項財政安定化基金支出金1,000円ではありますが、科目設定のみでございます。

6 款財産収入、1 項財産運用収入1,000円ではありますが、介護給付費準備基金利子収入を見込んでおります。

7 款繰入金、1 項他会計繰入金 3 億8,487万1,000円ではありますが、介護給付費に対する町負担分、職員給与費、事務費繰入金、地域支援事業繰入金などを見込んでおります。

同じく 2 項基金繰入金75万8,000円ではありますが、介護給付費準備基金からの繰入金を見込んでおります。

同じく 3 項介護サービス事業勘定繰入金2,000円ではありますが、介護サービス事業勘定からの繰入金を見込んでおります。

8 款 1 項繰越金100万円ではありますが、前年度繰越金を見込んでおります。

2 ページから 3 ページにまたがりまして、9 款諸収入、1 項延滞金、加算金及び過料 3,000円ではありますが、第 1 号被保険者からの延滞金、加算金及び過料を見込んでおります。

同じく 2 項雑入4,000円ではありますが、返納金などを見込んでおります。

続きまして、4 ページをお願いいたします。

歳出です。

1 款総務費、1 項総務管理費3,492万7,000円ではありますが、職員の人件費、事務処理システム委託料、使用料等を見込んでおります。

同じく 2 項徴収費262万6,000円ではありますが、介護保険料納付書送料やシステム委託料等を見込んでおります。

同じく 3 項介護認定審査会費1,105万3,000円ではありますが、認定審査会委員報酬、認定

調査に伴う諸費用を見込んでおります。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費21億5,504万円ではありますが、介護保険サービスを利用した要介護1から5の被保険者に対し、保険給付費として支出する費用を見込んでおります。

同じく2 項介護予防サービス等諸費5,947万3,000円ではありますが、介護予防サービスを利用した要支援1と2の被保険者に対し、保険給付費として支出する費用を見込んでおります。

同じく3 項高額介護サービス等費5,952万円ではありますが、在宅や施設で介護サービスを利用した合計額が限度額を超えた場合に支給する費用を見込んでおります。

同じく4 項高額医療合算介護サービス等費628万円ではありますが、介護保険と医療保険の負担額の総額が限度額を超えた場合に支給する費用を見込んでおります。

同じく5 項特定入所者介護サービス等費1 億1,773万8,000円ではありますが、介護保険施設に入所した場合に、所得の少ない方の負担が重くならないよう限度額が設けられており、利用者負担額から負担限度額を差し引いた額を支給する費用を見込んでおります。

同じく6 項その他の諸費157万4,000円ではありますが、介護給付費審査支払手数料を見込んでおります。

3 款地域支援事業、1 項介護予防・生活支援サービス事業費3,230万5,000円ではありますが、高齢者が要介護・要支援状態になることを予防する事業の費用を見込んでおります。

同じく2 項一般介護予防事業費564万7,000円ではありますが、介護予防事業の委託料を見込んでおります。

同じく3 項包括的支援事業及び任意事業4,031万円ではありますが、主に町地域包括支援センター人件費など運用費用を見込んでおります。

同じく4 項その他諸費6 万1,000円ではありますが、地域支援事業費の審査支払手数料を見込んでおります。

4 款1 項財政安定化基金拠出金1,000円ではありますが、科目設定のみでございます。

5 款1 項基金積立金1,000円ではありますが、介護給付費準備基金利子を見込んでおります。

6 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金100万2,000円ではありますが、主なものは過誤納還付金を見込んでおります。

5 ページをご覧ください。

同じく2 項延滞金1,000円ではありますが、科目設定のみでございます。

7 款1 項予備費ですが、300万円を計上いたしました。

以上、城里町介護保険特別会計（保険事業勘定）についてご説明させていただきました。詳細につきましては、7 ページから27ページの事項別明細書、給与費明細書をご覧くださいと思います。

続きまして、29ページをご覧ください。

令和6年度城里町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）につきましてご説明申し上げます。

第1条であります。城里町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）の予算の総額は、歳入歳出それぞれ564万8,000円とするものです。

30ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算であります。

まず、歳入です。

1款サービス収入、1項予防給付費収入564万7,000円ありますが、介護保険の要支援1の認定を受けた利用者の介護予防サービス計画費の収入を見込んでおります。

2款1項繰越金1,000円ありますが、前年度繰越金を見込んでおります。

続いて、歳出です。

1款サービス事業費、1項介護予防支援事業費564万6,000円ありますが、会計年度任用職員の人件費及び介護予防支援業務委託料を見込んでおります。

2款諸支出金、1項繰出金2,000円ありますが、保険事業勘定への繰出金を見込んでおります。

以上、令和6年度城里町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）についてご説明させていただきました。詳細につきましては、31ページから35ページの事項別明細書、給与費明細書をご覧くださいと思います。ご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（阿久津則男君） これより、議案第24号に対するご質問をお受けいたします。ございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿久津則男君） 次に、議案第25号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

水道課長、江幡守仁君。

○水道課長（江幡守仁君） 議案第25号 令和6年度城里町水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

議案書の1ページをご覧ください。

第1条は総則になりますので、第2条、業務の予定量よりご説明をいたします。

（1）当該年度給水戸数7,618戸、（2）年間総配水量231万9,994立方メートル、（3）一日平均配水量6,356立方メートル、（4）主要な建設改良事業、水道施設更新事業2億8,855万円を予定しております。

第3条の収益的収入及び支出の予定額は次のとおりです。

収入につきましては、第1款水道事業収益6億2,157万3,000円、1項営業収益4億

3,049万6,000円ではありますが、給水収益、受託工事収益、その他の営業収益を見込んでおります。

第2項営業外収益1億9,097万7,000円ではありますが、一般会計補助金、長期前受金戻入などを見込んでおります。

第3項特別利益10万円ではありますが、水道料金の過年度分調定増分などを見込んでおります。

支出につきましては、第1款水道事業費用6億2,157万3,000円、第1項営業費用5億7,327万9,000円ではありますが、水道施設の維持管理費、受託工事費、総係費、減価償却費などを見込んでおります。

第2項営業外費用4,619万4,000円ではありますが、企業債利息及び消費税納付金等を見込んでおります。

第3項特別損失10万円につきましては、水道料金の過年度分調定減分を見込んでおります。

第4項予備費につきましては、200万円を計上いたしております。

2ページをご覧ください。

第4条の資本的収入及び支出の予定額は次のとおりです。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額3億563万9,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額並びに過年度分損益勘定留保資金で補填するものとしております。

収入につきましては、第1款資本的収入2億4,106万8,000円、第1項企業債2億2,360万円ではありますが、水道事業債を見込んでおります。

第2項補助金1,096万8,000円ではありますが、一般会計補助金を見込んでおります。

第3項負担金650万円ではありますが、消火栓の設置維持負担金を見込んでおります。

支出につきましては、第1款資本的支出5億4,670万7,000円、第1項建設改良費3億1,193万5,000円ではありますが、主に水道建設事業費、老朽管の更新事業などを見込んでおります。

第2項企業債償還金2億3,477万2,000円ではありますが、企業債元利償還金を計上しております。

第5条につきましては、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるものになります。水道建設改良事業の限度額は2億2,360万円とするものです。

第6条につきましては、一時借入金の限度額を1億円と定めるものです。

3ページをご覧ください。

第7条につきましては、各項の経費の金額を流用することのできる場合を、第1項営業費用、第2項営業外費用とするものです。

第8条、経費の流用につきましては、職員給与費5,663万9,000円をそれ以外の経費の金

額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならないとするものです。

第9条につきましては、一般会計からの補助金を受ける金額は1億2,404万8,000円ありますが、3条予算の補助金1億1,308万円は企業債利息償還金及び総係費に充て、4条予算の補助金1,096万8,000円は企業債元金償還金に充てるものです。

第10条につきましては、たな卸資産の購入限度額を727万2,000円とするものです。

以上、令和6年度城里町水道事業会計予算の概要を説明させていただきました。詳細につきましては、5ページから10ページの予算実施計画及び実施計画明細書、11ページから28ページの予算予定キャッシュ・フロー計算書、給与費明細書、債務負担行為に関する調書、令和5年度予定損益計算書、予定貸借対照表、令和6年度予定貸借対照表、公営企業債に関する調書、予算に関する注記等をご覧いただきたいと思います。

以上、ご説明申し上げます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（阿久津則男君） これより、議案第25号に対するご質問をお受けいたします。

14番、小坪孝君。

○14番（小坪 孝君） 水道課長、令和5年度に多額の工事予算が減額になって修正されているようですが、その中で今年も工事予算が計上されているようですが、去年やらなかった分の工事予算なんですか。それ、ちょっと質問したい。

○議長（阿久津則男君） 水道課長、江幡守仁君。

○水道課長（江幡守仁君） 来年度の予算に計上している分なんですけれども、新規に老朽管更新事業として計画しているものを計上してございます。

○議長（阿久津則男君） 14番、小坪孝君。

○14番（小坪 孝君） 前回、ほかの議員さんも一般質問で、町民が水が出なくて本当に困っているという形で一般質問やったんですけど、それが工事がほごされてやられていない。それで、今年は減額。要するに修正案で減額を出されている、ね、5年度に。だからそういう実態ですので、やっぱり町民が困って本当に一般質問までやっている議員さんがいることだし、それは大至急早くやってやるべきだと思うんですけども。

はい、以上です。

○議長（阿久津則男君） 答弁いいんですか。

○14番（小坪 孝君） はい。

○議長（阿久津則男君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿久津則男君） 次に、議案第26号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

下水道課長、園部繁君。

○下水道課長（園部 繁君） それでは、議案第26号 令和6年度城里町下水道事業会計

予算につきましてご説明申し上げます。

予算書 1 ページをご覧ください。

第 1 条は総則です。

第 2 条の業務の予定量よりご説明いたします。

業務の予定量につきましては、（１）水洗化人口 1 万 2,438 人、（２）下水管敷設延長 1.4 キロメートル、（３）年間有収水量 113 万 6,000 立方メートル、（４）主な建設改良事業、下水道整備事業として 3 億 1,066 万円を予定しております。

第 3 条、収益的収支及び支出の予定額は次のとおりです。

収入につきましては、1 款下水道事業収益 10 億 3,914 万円、1 項営業収益 1 億 8,745 万 1,000 円ありますが、下水道使用料、受託事業収益、その他の営業収益を見込んでおります。

同じく 2 項営業外収益 8 億 5,159 万 9,000 円でございますが、主に一般会計補助金、長期前受金戻入等を見込んでおります。

支出につきましては、1 款下水道事業費用 10 億 3,914 万円、1 項営業費用 9 億 2,522 万 9,000 円ありますが、下水道施設の維持管理費、受託事業費、総係費、那珂久慈流域下水道維持管理負担金、減価償却費等を見込んでおります。

同じく 2 項営業外費用 1 億 576 万 1,000 円ありますが、企業債利息及び消費税納付金等を見込んでおります。

同じく 3 項特別損失 15 万円でございますが、下水道使用料の過年度損失修正損を見込んでおります。

同じく 4 項予備費につきましては 800 万円を計上しております。

続きまして、2 ページをご覧ください。

第 4 条の資本的収入及び支出の予定額は次のとおりです。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2 億 9,071 万 7,000 円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額並びに過年度分損益勘定留保資金で補填をするものとしております。

収入につきましては、1 款資本的収入 5 億 8,800 万 8,000 円、1 項企業債 1 億 6,590 万円ありますが、下水道事業債を見込んでおります。

同じく 2 項補助金 1 億 1,427 万 4,000 円ありますが、国庫補助金を見込んでおります。

3 項負担金 847 万 4,000 円ありますが、公共下水道の受益者負担金を見込んでおります。

4 項分担金 52 万 6,000 円ありますが、農業集落排水事業の受益者分担金を見込んでおります。

5 項出資金 2 億 9,883 万 4,000 円ありますが、一般会計出資金を見込んでおります。

支出につきましては、1 款資本的支出 8 億 7,872 万 5,000 円、1 項建設改良費 3 億 5,186 万 7,000 円ありますが、主に管渠整備事業費、管渠改良事業費、処理場改良事業費、流域

下水道建設負担金などを見込んでおります。

2 項企業債償還金 5 億 2,685 万 8,000 円ではありますが、企業債元金償還金を計上しております。

第 5 条につきましては、企業債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるものです。企業債下水道事業の限度額を 1 億 6,590 万円とするものです。

第 6 条につきましては、一時借入金の限度額を 4 億円とするものです。

3 ページをご覧ください。

第 7 条につきましては、予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合を、1 項営業費用、2 項営業外費用、3 項特別損失とするものです。

第 8 条の経費の流用につきましては、職員給与費 6,701 万 3,000 円をそれ以外の経費の金額に流用し、又それ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならないとするものです。

第 9 条につきましては、一般会計からの補助を受ける金額は 5 億 737 万 4,000 円であります。

以上、令和 6 年度城里町下水道事業会計予算の概要を説明させていただきました。詳細につきましては、5 ページ以降、31 ページまでの令和 6 年度城里町下水道事業会計予算に関する説明書の実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書、給与費用明細書、債務負担行為に関する調書、令和 5 年度予定損益計算書、令和 5 年度予定貸借対照表、令和 6 年度予定貸借対照表、公営企業に関する調書、予算に関する注記をご覧くださいと存じます。

以上、ご説明申し上げます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（阿久津則男君） これより、議案第 26 号に対するご質問をお受けいたします。

8 番、藤咲芙美子君。

○8 番（藤咲芙美子君） 公共下水道は、今、これから公共下水道に今町でも順次やっているといるんですけども、残っているところはどこが公共下水道にしていこうかなという考えであるのか。それから今後の計画はどうか。

それから、公共下水道にしたいという人もいるんだろうと思うんですけども、なかなか金銭的に大変で公共下水道に委託できない、委託というか造ることができないという人もいると思うんですね。そういうところの支援はどのようになっているのか、ちょっとお聞きいたします。

○議長（阿久津則男君） 下水道課長、園部繁君。

○下水道課長（園部 繁君） 藤咲議員のご質問にお答えいたします。

まず、公共下水道の整備についてどこが残っているかということにつきましては、現在下水道町全体計画におきまして、工事が残っている部分につきましては、上入野地区、上入野農業集落排水との統合事業、また磯野地区の公共下水道の整備事業になっております。

また、今後の計画はということで、現在下水道関連におきましては公共下水道、あと農業集落排水事業を行っております。農業集落排水事業につきましても、施設の統廃合等により公共下水道につなぐというようなことも検討しております。来年度、また町全体計画を策定を予定しておりますので、その中で検討をしてまいりたいと思っております。

もう一点につきましては、下水道に接続したいけれどもできない方というようなことで捉えさせていただきましたが、現在、下水道に接続するための補助等は町としてはございません。今後、検討する必要があるかどうかも含めて考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（阿久津則男君） 8番、藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） そうなんですよね。接続をしたいと、環境的にもしたいというところがあるんですけども、ただやっぱり高齢者で、もう命も長くないというような人もいます。しかし、そのお金をかけるのに、トイレを造るのにお金をかけるのが大変だというようなそういうことも言ったりとかしています。ですので、ここのところはやっぱり低所得者層とかそういう人たちに対する支援なども含めながら進めていっていただければいいのかなと思っていますところなんです。

農業集落排水も公共へ進めるというようなことを聞きましたけれども、農業集落排水はなくなってしまうのでしょうか。なくすために今公共施設、公共の整備をしているのでしょうか。ちょっとそこら辺のところ、農集の件についてお聞きいたします。

○議長（阿久津則男君） 下水道課長、園部繁君。

○下水道課長（園部 繁君） ただいまのご質問にお答えいたします。

農業集落排水事業についての今後のことということだと思われませんが、農業集落排水につきましても事業を開始してから20年を過ぎた施設等が増えてまいりました。今年度、農業集落排水事業に関する施設の最適整備計画というものを策定しております。こちらと、今後、こちらの更新や管理に、維持管理に係る費用、それらと公共下水道に接続する費用等を検討しながら、町としてもコストが下げられる部分につきまして、公共下水道に接続のほうがよいという結果になればそのような方向で進めたいというふうに考えているところです。

○議長（阿久津則男君） よろしいですか。もう一回。

○8番（藤咲芙美子君） ありがとうございます。

○議長（阿久津則男君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿久津則男君） 次に、議案第27号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

教育委員会事務局長、廣木仁君。

○教育委員会事務局長（廣木 仁君） 議案第27号 城里町教育委員会委員の任命につき

同意を求めることについてご説明させていただきます。

令和6年3月31日付で綿引ひとみ委員が任期満了となることに伴い、城里町大字塩子2974番地、仲田弘見さんを委員に選任したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議員の同意を求めるものです。

仲田さんは、性格は温厚にして人望も厚く、人格、識見ともに最適任者であり、本町教育行政の発展にご尽力をいただけるものと確信しましてご提案するものでございます。

以上、ご説明させていただきました。ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（阿久津則男君） これより、議案第27号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿久津則男君） 次に、議案第28号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長、増井栄一君。

○総務課長（増井栄一君） 議案第28号 城里町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてですが、今瀬秀幸委員の辞職に伴いまして、城里町大字小勝2172番地、阿久津和文さんを委員に選任したく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

阿久津さんにつきましては、七会村職員、市町村合併後は城里町職員として長く地方行政事務に携われまして、退職後も区長としまして地域の中心として活躍されました。知見、経験に加えまして人望もあり、委員として適任として選任するものでございます。

ご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（阿久津則男君） これより、議案第28号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿久津則男君） 次に、定例会に上程されます報告について執行部より説明を求めます。

質問は、時間の関係上、最後にまとめて行いますので、簡潔にお願いしたいと思います。

それでは、報告第1号の説明を求めます。

こども課長、飯村正則君。

○福祉こども課長（飯村正則君） 報告第1号 城里町放課後児童クラブの保育料減免取扱規則の一部を改正する規則についてでございます。

多子世帯の子育て負担軽減といたしまして、児童クラブに同時に入所している場合、2人目を半額、3人目を全額免除するものでございます。詳細につきましては、報告第1号説明資料1ページから2ページをご覧くださいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（阿久津則男君） 続いて、報告第2号の説明を求めます。

町民課長、加藤孝行君。

○町民課長（加藤孝行君） 報告第2号 城里町廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。

城里町廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

4号、前号に掲げる可燃ごみのうち、町が指定する袋に入らない可燃ごみで、1メートル掛ける30センチメートル掛ける30センチメートル以内のものについては、町が指定するごみ処理券を貼り付けることにより、ごみ収集所に排出することができるものとする。詳しくは、城里町廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表をご覧ください。

説明は以上です。

○議長（阿久津則男君） 続いて、報告第3号の説明を求めます。

水道課長、江幡守仁君。

○水道課長（江幡守仁君） 報告第3号 令和6年城里町水道事業管理規程。

城里町水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程についてであります。今般、督促状を発行することに伴い発生する督促手数料について、令和6年度より徴収をしないという対応を一般会計と併せて行うことに伴って改正するものになります。それに併せまして、一部の条文のずれの部分を改正する内容になってございます。

以上、報告第3号についてご説明申し上げました。詳細につきましては、説明資料1ページ以降の新旧対照表をご覧くださいと存じます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。すみません、ご報告をさせていただきました。

○議長（阿久津則男君） 続いて、報告第4号の説明を求めます。

教育委員会局長、廣木仁君。

○教育委員会事務局長（廣木 仁君） 報告第4号 城里町地区集会施設補助金交付要綱の一部を改正する告示についてご説明させていただきます。

現行の要綱に施設附帯工作物維持補修補助事業を追加し、集会施設敷地内に設置されています遊具施設等の補修、撤去、点検に係る費用に対し補助を行うものとなります。

補修につきましては、3万円以上の補修費用の3分の2以内で、補助限度額が50万円となります。撤去につきましては、3万円以上の撤去費用の5分の4以内で、補助限度額が50万円となります。点検につきましては、3万円以上の点検費用の5分の4以内で、補助限度額が10万円となります。

なお、この後説明します報告第9号 城里町地区公園維持補修等事業補助金交付要綱の制定と関連いたします。

以上、報告第4号についてご説明させていただきました。報告第4号説明資料新旧対照表をご参照いただき、ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（阿久津則男君） 続いて、報告第5号から報告第6号を一括して説明を求めます。

福祉こども課長、飯村正則君。

○福祉こども課長（飯村正則君） それではまず、報告第5号 城里町放課後児童クラブ施設整備事業補助金交付要綱の制定についてでございます。

国の放課後児童子ども・子育て支援事業の中で、子ども・子育て支援施設整備事業交付金というのがございます。来年度、初めて民間で補助金を利用して改築を行いたいというこども園がございましたので、その際に町が行う事務事業に必要な要綱等を示したものでございます。詳細につきましては、報告第5号1ページから3ページをご覧いただきたいと思います。

続きまして、報告第6号 城里町こども家庭センター設置要綱の制定でございます。

児童福祉法の改正に伴い、4月から開設するこども家庭センターの運営に関して必要な事項を定めたものでございます。児童福祉事業と母子保健事業のうち、こども家庭センターにおいて実施すべき業務について定めております。

以上でございます。

○議長（阿久津則男君） 続いて、報告第7号の説明を求めます。

農政課長、興野隆喜君。

○農業政策課長（興野隆喜君） 報告第7号 茨城県猟友会城里支部事業費補助金交付要綱の制定についてであります。城里町鳥獣被害対策実施隊の推薦母体である一般社団法人茨城県猟友会城里支部に対し補助金を交付することで、茨城県猟友会城里支部の活性化を図り、ひいては城里町鳥獣被害対策実施隊の育成や隊員確保につなげることを目的としております。

補助額は、事業費につきまして20万を上限といたしております。

以上、報告申し上げます。

○議長（阿久津則男君） 続いて、報告第8号から報告第9号を一括して説明を求めます。

都市建課長、大津好男君。

○都市建設課長（大津好男君） 報告第8号 城里町私道整備助成交付金要綱についてであります。前回、第4回定例会、報告第54号の城里町私道路用地の寄附受入れに関する要綱を補完するため、本要綱を制定し、私道路の受入れ及び適正な管理を進め、道路環境の向上を図るものです。

主な内容は、移管する場合、測量費、設計費、工事費について、限度額内で助成率100%。地域で管理する場合、設計費、工事費について限度額内で90%を助成するものです。

以上、城里町私道整備助成金交付要綱について報告いたします。

続きまして、報告第9号 城里町地区公園維持補修等事業補助金交付要綱についてであります。先ほどの報告第4号に関連いたしますが、こちらについては開発等で設置された自治会等が管理する地区公園の遊具及び附帯施設について、補修及び撤去等の費用に対

し補助金を交付し、地区公園内の安全確保を図るため制定するものです。

補助事業が3万円以上のものについては、補助率3分の2、限度額50万円。撤去事業が3万円以上のものについては、補助率5分の4、限度額50万円。点検委託が3万円以上のものについては、補助率5分の4、限度額10万円を交付するものです。

以上、城里町地区公園維持補修等事業補助金交付要綱についてご報告いたします。

○議長（阿久津則男君） 続いて、報告第10号の説明を求めます。

福祉こども課長、飯村正則君。

○福祉こども課長（飯村正則君） 在宅育児支援金についてでございます。

町では、保育所等を利用せず在宅において育児を行う世帯に在宅育児支援金を交付することで経済的負担の軽減を図り、子育て環境の向上を支援するため、下記の内容で要綱を作成し、当初予算を計上しますのでご報告させていただきます。

まず、1番、対象者、町内に住所を有し、現に町内に居住している生後1年に達した日の属する月から満3歳に到達した年度の末日までにある乳幼児を、保育施設を利用せず家庭で1か月以上継続して保育している者ということでございます。

支給金額につきましては月額2万円、事業開始予定につきましては今年の9月を予定しております。予算額につきましては800万円を予定しております。

以上でございます。

○議長（阿久津則男君） 続いて、報告第11号の説明を求めます。

教育委員会局長、廣木仁君。

○教育委員会事務局長（廣木 仁君） 報告第11号 令和5年度城里町教育委員会外部評価委員会点検評価報告書（令和4年度分対象）についてご説明させていただきます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、教育行政の各分野における主な施策事業の執行状況を点検、評価しましたので報告するものでございます。13の主な事業について点検、評価となっておりますので、ご熟読いただきますようお願いいたします。

○議長（阿久津則男君） 続いて、報告第12号の説明を求めます。

まち戦課長、小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 報告第12号 令和5年度行政評価報告書についてでございますが、今回、昨年度と大きな変更点はございませんけれども、評価結果につきましては3ページになります。

まず、（1）としまして、事務事業の評価ですけれども、135の事業を評価いたしまして、事業の方向性につきましては全て継続となっております。また、予算の方向性について、Cとなった事業がございまして、これにつきましては前年から引き続き車両管理事業となっております。

なお、5ページになりまして、施策評価につきましては、総合計画にひもづいた記載の

30事業について評価のほうを行ってございます。

目標を上回る施策としましては、まず1番目に道路交通体系の整備、2番目に上・下水道の整備、3番目に防犯・交通安全対策の推進、4番目に障害福祉の充実、5番目に商工業の振興、6番目に消費者保護の推進という6施策となりまして、逆に目標を下回る事業ということで7事業ございますけれども、上・下水道の整備、河川の整備、消防・救急体制の強化と防災の推進、4つ目に高齢者福祉の充実、5番目に観光・レクリエーションの振興、6番目としまして住民主体のまちづくり、7番目に人権尊重と男女共同参画社会の推進の7施策となっております。詳細につきましては、添付してございます11ページからになりますけれども、評価のまとめということで詳細な表でまとめてございますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

以上、報告第12号について説明をさせていただきました。よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（阿久津則男君） 続いて、報告第13号の説明を求めます。

財務課長、雨宮忠芳君。

○財務課長（雨宮忠芳君） 報告第13号 城里町財務書類4表（令和4年度決算）についてであります。城里町統一的な基準による財務書類でございます。

平成27年度決算から統一的な基準による財務書類、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書を作成し、公表しているものです。詳細につきましては、令和4年度城里町統一的な基準による財務書類の1ページから11ページをご覧ください。

以上、報告第13号について説明させていただきました。よろしくお願いいたします。

○議長（阿久津則男君） 報告第14号の説明については省略いたします。

これより報告に対する質問をお受けいたしますが、質問は、初めに報告番号を言ってから、できれば時間も経過していますので一、二回でまとめて簡潔にお願いをします。なお、長くなるようであれば直接担当課のほうへ行っていただきたいと思います。

それでは、質問をお受けいたします。

7番、猿田正純君。

○7番（猿田正純君） 番号が、報告第13号、城里町財務書類4表のほうですね。こちらのほうのR4年の分としてこれ出ておりますけれども、バランスシート、貸借対照表のこの2ページをちょっと開いていただいてよろしいでしょうか。

ここの中の左側は資産の部ですけれども、右側の負債の部と純資産の部と入っていますけれども、そこの中の負債の部、そしてその負債の部の中の固定負債の中のその他、この項目を内訳とか詳細を全部書面で頂きたいんですが、120億3,000万円という金額になっているんですが、これ、例えば令和2年、ここのところ連結で金額が17億6,800万円なんです。それで令和3年、この年が16億8,800万円なんです。令和4年が120億3,000万円、このような100億円も何か負債を抱えたというような数字というのは多分何かの要因があ

るんだと思うんですけれども、その要因を全部数字としてこの120億3,000万円になる内訳を出していただければ納得できるんですけれども、このままの状態では取りあえず納得はできないので、今日ということは言いませんので、これ、もう外部の会社のほうに委託しているあれですね。ですから、そっちのほうに確認していただいても結構ですし、できるだけ正確な内容のご返答をお待ちしております。

以上です。

○議長（阿久津則男君） 後でよいということですか。

○7番（猿田正純君） 結構です。

○議長（阿久津則男君） ほかにございませんか。

8番、藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） 報告4号かな、報告4と、それから報告7、それから報告9についてお伺いします。

報告4号、地区集会の施設補助金交付なんですけど、これは新しくできたものなのかなと思うんですが、これはなぜこの施設に対しての工作物というのはどういうものなのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

それと、附帯工事工作物というのが何かよく分からないので、これをまず教えてください。

それから、報告9番だけでいいです。7はいいです。

報告9、これは事業者の何というかな、公園のシーソーとか鉄、鉄骨滑り台だとかブランコとかそういう物の修理だと思うんですけれども、これについて事業者の都合で撤去されることはないのかなというちょっと心配が出ました。あとは、補修を希望したいときに誰に伝えればいいのかということを感じました。これでお答えいただければと思います。

○議長（阿久津則男君） 教育委員会局長、廣木仁君。

○教育委員会事務局長（廣木 仁君） ご質問にお答えいたします。

教育委員会が所管します地区施設に対する補助金の中身なんですけれども、各集会施設、自治会に設置しております集会施設内に遊具施設、ブランコとかシーソーとかある施設もございます。そちらの施設に設置されております遊具施設に対しての補助事業となっております。

以上です。

○議長（阿久津則男君） 都市建課長、大津好男君。

○都市建設課長（大津好男君） ご質問に回答します。

まず、都市建設課のほうで今回報告しているものについてですが、前に一般質問等でもあったものでございまして、もともと町で管理している物ではない遊具について、古かったり危ないというのがありまして、地域で、地区、自治会等で管理している物ではあるんですが、管理がなかなかうまくいかない物について、町が後ろから後押しをして維持補修

等の費用について補助をして、公衆的に使われている物であるので、安全を確保するために制定しているものです。

また、先ほど申したとおり、町の管理物件ではございませんので、自治会のほうで管理しているわけなんです。そちらのほうで維持補修するのか、または使用頻度がないので撤去するというのは、町のほうではそれは撤去しなさいよということにはなりませんので、それは地区のほうで判断するものと考えております。

以上です。

○議長（阿久津則男君） 8番、藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） 随分前に、五、六年ぐらい前になりますけれども、一気に町内の滑り台とか、ブランコとかそういうものが何というかな、塗装をきれいにしてくれて、塗装にしてそれできれいになって、みんな使いやすく本当に喜んでいる、子供たちが喜んでいるということがありました。それは多分町でやってくれたのかなと思うんですけれども、あのときのきれいになっているのは町内一円多分きれいになったんだと思うんです、塗装で。それをやって、町でできるのに、何でまた業者に委託する、業者というか、地区に委託しちゃうのか。それで本当に誰に言えばいいのか。ブランコなんていうのは結構壊れちゃうんですね。そういうときに、町に言っても僕たちは知りませんと言われるのかどうなのか、そこら辺のところちょっときちんとしていただきたいなと思うんですが、お願いします。

○議長（阿久津則男君） 都市建課長、大津好男君。

○都市建設課長（大津好男君） お答えします。

今、藤咲議員のほうから言われているものについては、私もちょっと判断しかねますが、恐らくその改修した物については、町でもともと管理していた公園の物ではないかというふうに私は推察します。

先ほど申したとおり、この開発等によって設置されている公園については、開発時の協定で維持管理上については、地区で、自治会で管理する物として取り交わしているものです。なので、もともと町の物ではない。町で管理する物ではないという物について、ただそのままではやっぱり危険だったり、これから使っていくのにもなかなかうまくいかないというお話があった中で、町のほうでも後押しをするため、補助要綱を制定するものです。

なお、申請等の相手方については、自治会、例えばですが、自治会で管理している物については、自治会長が町のほうに申請をしてきて実施するものでございます。

以上です。

○議長（阿久津則男君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿久津則男君） 以上で報告を終了いたします。

なお、令和6年度城里町全6会計の予算審議であります。議長を除く全議員により予算特別委員会を設置し、別紙会期日程により、常任委員会所管分について審議する分科会方式により行いたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

なお、今日、タブレットの動き、一日中ちょっと悪かった方おりますか。スムーズに動いていますか。動いています。本定例会もスムーズに動けば何ら問題はないんですが、はい、じゃ分かりました。

閉 会

○議長（阿久津則男君） 以上で、本日の全員協議会の行事日程は全て終了いたしました。

なお、来る3月5日火曜日午前10時をもって令和6年第1回城里町議会定例会が招集されますので、午前9時50分までに議員控室にお集まりいただきますよう、よろしくお願いをいたします。

以上をもちまして、全員協議会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

午後 4時16分閉会